

(案)

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」の一部改正について

令和 5 年 10 月〇日
内閣総理大臣決定

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<u>はじめに</u> <u>我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会の諸課題に直面している。</u> <u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）によって創設された休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「本制度」という。）は、国民の貴重な資産である休眠預金等を活用することによって、国又は地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決に資する民間公益活動を促進しようとするものであり、我が国において先に類を見ない新</u>	<u>はじめに</u> 我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会の諸課題に直面している。 こうした社会の諸課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくいことや、既存施策では十分な対応が困難であること等の理由から、国及び地方公共団体では対応が困難な課題がある。こうした課題については、民間の団体が中心となり、現場の実情に応じて機動的かつ柔軟にニーズをくみ取り、解決していく体制の下にその支援を促進することが望ましい。しかし、これら民間の団体の多くは立ち上げや継続・発展のための資金の不足に直面しており、課

たな仕組みである。平成 28 年 12 月に成立した法は、平成 30 年 1 月に全面施行され、本制度はいわゆる「社会実験」として開始された。

これまでの本制度の運用を顧みれば、社会課題解決に取り組む特定非営利活動法人（NPO 法人）等への助成によって、我が国のソーシャルセクターの担い手の育成や共助による社会課題解決に資する民間公益活動の促進に大きな役割を果たしてきたといえる。

事業実施に際しては、成果の最大化を図るべく、特に解決すべき必要性が高い社会課題として「子ども・若者」、「生活困難者」及び「地域活性化等」の 3 分野を重点的に支援してきた。指定活用団体において、草の根活動支援から社会に大きな変革をもたらすことが期待されるイノベーション支援まで、幅広い助成事業を実施し、各地で活躍する中間支援組織等を資金分配団体として積極的に採択することによって、大都市部のみならず全国各地で社会課題解決の成果を享受することができるようになっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰がもたらす様々な社会課題についても、機動的に対応してきた。今後も、民の力を生かして、経済社会環境の変化に応じ機動的かつ柔軟に対応しながら、より多くの国民が成果を実感できるよう支援手法や支援規模等の拡充を図っていく必要がある。

また、社会課題解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築に向けては、本制度開始後、民間公益活動の担い手における組織基盤等が、当初の想定に比して自立途上で脆弱であり、ソーシャルセクターの一層の強化を図ることが認識された。こうした問題意識の下、「伴走支援」という支援手法を導

題に十分対応するまでには至っていない。

このため、預金者等が名乗りを上げないまま 10 年以上も入出金等が確認できない休眠預金等について、預金等の性質に照らし預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題（以下「社会の諸課題」という。）の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動並びに③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになるもの（以下「民間公益活動」という。）を促進するために活用することとした民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）（以下「法」という。）が、平成 28 年 12 月に成立した。

この「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針¹」（以下「基本方針」という。）は、法第 18 条第 1 項の規定に基づき定めるものである²。

基本方針に即して、今後、内閣総理大臣は「休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画³」（以下「基本計画」という。）を定め（法第 19 条）、指定活用団体は「民間公益活動促進業務に関する規程」（以下「民間公益活動促進業務規程」という。）を定める（法第 23 条）こととされているほか、指定活用団体の民間公益活動促進業務⁴や資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の事業いずれを行うに当たっても基本方針に従うこと（法第 22 条第 1 項及び第 2 項）とされているとおり、基本方針は、休

入したことは、この間の特筆すべき成果といえる。助成による資金的支援と併せて、担い手に寄り添いながら非資金的支援を実施することが、特に草創期の活動支援に効果的であり、その後の自立にもつながることは既に関係者における共通認識となっている。今後、民間公益活動の自立した担い手をより多く育成するためには、付随的業務として行われている伴走支援を体系化・制度化し、それを通じたソーシャルセクターの担い手の一層の育成を図っていく必要がある。

さらに、近時の社会課題解決及び経済成長の双方を追求する社会的起業家の増加は、本制度の新たな活用領域と手法を訴求することとなった。その一つとして、新たな資金提供手法として出資を可能とすることは、民間資金の呼び水効果を高め、担い手の自立を促進する上でも有効と考えられる。

こうした新たな課題や改善すべき問題等を踏まえ、法附則第9条の規定に基づく法施行後5年を目途とする見直しが行われた結果、民間公益活動を一層促進すべく、法の目的規定に民間公益活動の自立した担い手の育成等を明記するとともに、活動支援団体の創設等の非資金的支援に関する規定の整備を行うほか、指定活用団体から資金分配団体への出資を可能とする等の措置を講ずることとした民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第72号。以下「改正法」という。）が、令和5年6月に成立した。

この「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針¹」（以下「基本方針」という。）は、法第18条第1項の規定に基づき定めるものであり²、基本方針に即して、内閣総理大臣は「休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画³」（以下「基本計画」とい

眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）の運用において根幹をなすものである。

本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」である。民間公益活動を行う団体及びそれに対する支援能力を有する組織や人材が乏しいなど民間公益活動全体が未だ発展途上にある現状の下で、指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である。

したがって、指定活用団体は、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出させ、これを事業モデルとして広く関係者に共有し、普及させていくことに重点をおいて事業を実施すべきである。併せて、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの発展を中長期的に促す観点から、民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成、ICT等の積極的な活用による効果的・効率的な成果評価の実施や情報公開の仕組み等の本制度を支える環境整備にも休眠預金等に係る資金を積極的に活用していく。

本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。また、成果に係る目標に着目して支援対象を審査するとともに、民間公益活動を行う団体に対する非資金的支援を必要に応じて伴走型で行うなどの多様な支援方法等の導入を促進する。

加えて、指定活用団体は、法に具体的に規定されている基本的業務の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動を行う

う。)を定め、指定活用団体は「民間公益活動促進業務に関する規程」(以下「民間公益活動促進業務規程」という。)を定めることとされているなど、本制度の運用において根幹をなすものである。

我が国の社会課題の解決に資する民間公益活動の促進を目的とする本制度の更なる発展に向けて、今般、改正法において見直された事項等を踏まえ、基本方針を改正する。

第1 休眠預金等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項

1. 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用する意義

我が国においては、預金者等が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等は、毎年1,400億円程度(令和元～4年度平均)にも上っている。

預金等は、

- (1) 金融機関が、決済機能、金融仲介機能及び信用創造機能という公共的な役割を果たすための原資である、
- (2) 預金等の保護に当たっては、信用秩序の維持という特別の公共性の観点から、預金保険制度等が整備され、これを背景として、預金等の受入が行われている、
- (3) 広く国民が利用する、

団体等における事業の進捗状況、成果、好事例及び失敗事例の要因分析、評価結果等の情報を一元化して、横断的かつ具体的に分析し、構造化された知識として整理することが望ましい。この構造化された知識を指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境を整備していくことで、効果的な手法等について広範かつ発展的な展開等を進め、社会における大きな変革(ソーシャル・イノベーション⁵⁾)の実現を目指すこととする。

第1 休眠預金等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項

1. 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用する意義

我が国においては、預金者等が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等は、払戻額を差し引いても毎年700億円程度(平成26～28年度平均)にも上っている。

預金等は、

- (1) 金融機関が、決済機能、金融仲介機能及び信用創造機能という公共的な役割を果たすための原資である、
- (2) 預金等の保護に当たっては、信用秩序の維持という特別の公共性の観点から、預金保険制度等が整備され、これを背景として、預金等の受入が行われている、
- (3) 広く国民が利用する、

という性格を有している。こうしたことから、法においては、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、その残余の額について民間公益活動を促進するために活用することとしている。

休眠預金等に係る資金を民間公益活動の促進に活用することにより、銀行等の融資による民間の事業拡大効果に準じた効果とともに行政による公共の福祉の増進効果に準じた効果が得られ、社会全体へのより大きな波及が期待される。

2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標

休眠預金等に係る資金の活用を通じ、達成すべき成果、すなわち目標としては以下の2つが挙げられる。

(1) 休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決

休眠預金等に係る資金の活用対象となり得る民間公益活動については、以下の3つの要件を満たすものであることが求められている。

- ① 社会の諸課題の解決を図ることを目的とする活動
- ② 民間の団体が行う公益に資する活動⁴
- ③ 成果を収めることにより国民一般の利益⁵の一層の増進に資することとなるもの

これらの要件を満たす事業に対して休眠預金等に係る資金による支援を行うことにより、民間公益活動が促進され、指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体が事前に定めた成果を達成することを通じ、社会の諸課題の解決が図られる。

という性格を有している。こうしたことから、法においては、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、その残余の額について民間公益活動を促進するために活用することとしている。

休眠預金等に係る資金を民間公益活動の促進に活用することにより、銀行等の融資による民間の事業拡大効果に準じた効果とともに行政による公共の福祉の増進効果に準じた効果が得られ、社会全体へのより大きな波及が期待される。

2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標

休眠預金等に係る資金の活用を通じ、達成すべき成果、すなわち目標としては以下の2つが挙げられる。

(1) 休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決

休眠預金等に係る資金の活用対象となり得る民間公益活動については、以下の3つの要件を満たすものであることが求められている。

- ① 社会の諸課題の解決を図ることを目的とする活動
- ② 民間の団体が行う公益に資する活動
- ③ 成果を収めることにより国民一般の利益⁶の一層の増進に資することとなるもの

これらの要件を満たす事業に対して休眠預金等に係る資金による支援を行うことにより、民間公益活動が促進され、指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体が事前に定めた成果を達成することを通じ、社会の諸課題の解決が図られる。

(2)「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の構築

将来的には、休眠預金等に係る資金の活用を通じ、民間公益活動の成功事例が創出され、事業モデルとして普及していくことで、民間公益活動の自立した担い手が育成されることが見込まれる。また、休眠預金等に係る資金の活用を契機として民間の資金や人材が民間公益活動に流入するとともに、本制度の外においても民間公益活動に係る専門性の高い人材が育成されることが期待される。

これらにより、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され、民間公益活動を行う団体並びに民間公益活動を行おうとする団体及び個人（以下「民間公益活動を行う団体等」という。）が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会の諸課題の解決に向けた取組を強化していくことができるようになれば、我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上が期待される。

第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

法第16条で定められている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念等を踏まえ、休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則を以下のとおり定める。

また、この基本原則に基づき、休眠預金等に係る資金を活

(2)「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の構築

将来的には、休眠預金等に係る資金の活用を通じ、民間公益活動の成功事例が創出され、事業モデルとして普及していくことで、民間公益活動を行う団体やそれらを支援する資金分配団体といった民間公益活動の自立した担い手が育成されることが見込まれる。また、休眠預金等に係る資金の活用を契機として民間の資金が民間公益活動に流入するとともに、本制度の外においても民間公益活動に係る専門性の高い人材が育成されることが期待される。

これらにより、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会の諸課題の解決に向けた取組を強化していくことができるようになれば、我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上が期待される。

第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

法第16条で定められている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念等を踏まえ、休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則を以下のとおり定める。

また、この基本原則に基づき、休眠預金等に係る資金を活

用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体に加え、活動支援団体の支援先である民間公益活動を行う団体又は民間公益活動を行おうとする団体若しくは個人（以下「支援対象団体」という。）が、業務を遂行するに当たって踏まえるべき事項等について、基本原則ごとに示す。

（１）国民への還元

原資が国民の資産であることに鑑み、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等に係る資金の活用の成果を広く国民一般の利益の増進に資するようにする。

本制度は、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、それでもなお休眠預金等となった預金等について、その性質に照らし、国民一般の利益の一層の増進に資するよう民間公益活動の促進に活用するものである。指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体が休眠預金等に係る資金を活用するに当たっては、こうしたことを十分に踏まえ、その成果について積極的に情報発信することで、国民の幅広い理解を得ていく必要がある。

（２）共助

（略）

（３）持続可能性

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係

用する指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体等が、業務を遂行するに当たって踏まえるべき事項等について、基本原則ごとに示す。

（１）国民への還元

原資が国民の資産であることに鑑み、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等に係る資金の活用の成果を広く国民一般の利益の増進に資するようにする。

本制度は、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、それでもなお休眠預金等となった預金等について、その性質に照らし、国民一般の利益の一層の増進に資するよう民間公益活動の促進に活用するものである。指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体等が休眠預金等に係る資金を活用するに当たっては、こうしたことを十分に踏まえ、その成果について積極的に情報発信することで、国民の幅広い理解を得ていく必要がある。

（２）共助

（同左）

（３）持続可能性

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係

る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。

民間公益活動の自立した担い手を育成するため、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体においては、支援先の団体等との間で達成すべき成果と支援の出口について事前に合意した上で、一定の期間を区切った支援を行うこととし、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みを構築する。なお、支援の出口としては、例えば、事業の自走化⁶、助成、貸付け又は出資を行う側と受ける側との間で事前に合意した成果の実現、公的施策としての制度化等、多様な形が想定される。

資金分配団体及び活動支援団体は、支援先の団体等に対し、事業の成果をより確実なものとし、その自立性を高めるため、非資金的支援を必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ、支援先の団体等に寄り添って支援する伴走型で提供することにより、組織の能力強化（キャパシティ・ビルディング）を図っていく。

資金分配団体、活動支援団体及び実行団体は、民間の資金や人材を確保する観点から、自らの活動の社会的意義や成果を対外的に積極的に発信し、その理解を広めていくことで、休眠預金等に係る資金をてこに民間からの資金調達や人材の確保などにつながるようにすることが求められる。特に、民間公益活動への資金提供に民間の資金が流入する上での障壁として、民間公益活動における様々な制約⁷や社会的投資市場の未整備等があるため、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金を活用してリスクを低減させること等により、民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるた

る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。

民間公益活動の自立した担い手を育成するため、指定活用団体及び資金分配団体においては、民間公益活動を行う団体との間で達成すべき成果と支援の出口について事前に合意した上で、一定の期間を区切った支援を行うこととし、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みを構築する。なお、支援の出口としては、例えば、事業の自走化⁷、助成、貸付け又は出資を行う側と受ける側との間で事前に合意した成果の実現、公的施策としての制度化等、多様な形が想定される。

資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対し、事業の成果をより確実なものとし、その団体の自立性を高めるため、資金支援だけではなく、事業実施に係る経営支援等の非資金的支援を必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ支援対象の団体に寄り添って支援する伴走型で提供することにより、組織の能力強化（キャパシティ・ビルディング）を図っていく。

資金分配団体や民間公益活動を行う団体は、民間の資金や人材を確保する観点から、自らの活動の社会的意義や成果を対外的に積極的に発信し、その理解を広めていくことで、休眠預金等に係る資金をてこに民間の資金を調達できるようにすることが求められる。特に、民間公益活動への資金提供に民間の資金が流入する上での障壁として、民間公益活動における様々な制約⁸や社会的投資市場の未整備等があるため、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金を活用してリスクを低減させること等により、民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるために必要な環境整備を進め

めに必要な環境整備を進める。

こうした取組を通じて、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築を促進する。

(4) 透明性・説明責任

指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

本制度は、休眠預金等に係る資金の活用により社会の諸課題を解決し、その成果を広く国民一般に還元することを目的としていることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体の各主体は、事後の報告書の公表にとどまらず、事業の進捗状況や成果の可視化等を通じ、可能な限りあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表すること等、情報開示を徹底し、本制度全体の透明性の確保に努めるとともに、関係者との対話等様々な機会を捉えて広く意見を聴くよう努める。

(5) 公正性

(略)

(6) 多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

る。

こうした取組を通じて、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築を促進する。

(4) 透明性・説明責任

指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

本制度は、休眠預金等に係る資金の活用により社会の諸課題を解決し、その成果を広く国民一般に還元することを目的としていることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の各主体は、事後の報告書の公表にとどまらず、事業の進捗状況や成果の可視化等を通じ、可能な限りあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表すること等、情報開示を徹底し、本制度全体の透明性の確保に努めるとともに、関係者との対話等様々な機会を捉えて広く意見を聴くよう努める。

(5) 公正性

(同左)

(6) 多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体が支援先の団体等を選定するに当たっては、優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は、地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

(7) 革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーション²を実現する。

本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に当たって、資金分配団体及び活動支援団体とともに社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター（事業が軌道に乗るまでの間、必要な経営支援等を行う主体）及びアクセラレーター（事業の成長を加速化させるために必要な支援を行う主体）の役割を担うこととし、社会における大きな変革（ソーシャル・イノベーション）の創出及びそのための革新的手法の開発、普及・実装を図る。

(8) 成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、本制度全体でみた成果の最大化を図る。

指定活用団体及び資金分配団体が、民間公益活動を行う団体を選定するに当たっては、優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は、地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

(7) 革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーションを実現する。

本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に当たって、資金分配団体とともに社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター（事業が軌道に乗るまでの間、必要な経営支援等を行う主体）及びアクセラレーター（事業の成長を加速化させるために必要な支援を行う主体）の役割を担うこととし、社会における大きな変革（ソーシャル・イノベーション）の創出及びそのための革新的手法の開発、普及・実装を図る。

(8) 成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、本制度全体でみた成果の最大化を図る。

社会の諸課題の解決に大きな成果を出すため、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、期待された社会的成果が達成されないリスク等の民間公益活動に特有のリスクを適切に管理することが重要である。加えて、指定活用団体及び資金分配団体においては、財務的なリスクについても適切に管理することが求められる。

その上で、指定活用団体は、着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが見込まれる事業と目標の達成確率は低い（ハイリスク）ものの、実現すれば社会に大きな変革（ソーシャル・イノベーション）をもたらすような革新的な事業とを適切な割合で組み合わせて実施することにより、本制度全体としての成果の最大化を図る。

（９）民間主導

本制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

法第16条第5項において民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮することとされている趣旨を踏まえ、行政においては過度な干渉を避け、民間の団体が現場の実情に応じて機動的かつ柔軟に社会の諸課題の解決に向けて取り組むことができるよう、民間の発意を尊重する必要がある。

その際、より大きな社会的成果を創出するため、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体が中心となって、分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が目標・成果を共有した上で連携して事業に取り組む集合的インパクト^９の取組を促進する。

社会の諸課題の解決に大きな成果を出すため、指定活用団体及び資金分配団体は、財務的なリスクだけでなく、期待された社会的成果が達成されないリスク等の民間公益活動に特有のリスクを適切に管理することが重要である。

その上で、指定活用団体は、着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが見込まれる事業と目標の達成確率は低い（ハイリスク）ものの、実現すれば社会に大きな変革（ソーシャル・イノベーション）をもたらすような革新的な事業とを適切な割合で組み合わせて実施することにより、本制度全体としての成果の最大化を図る。

（９）民間主導

本制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

法第16条第5項において民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮することとされている趣旨を踏まえ、行政においては過度な干渉を避け、民間の団体が現場の実情に応じて機動的かつ柔軟に社会の諸課題の解決に向けて取り組むことができるよう、民間の発意を尊重する必要がある。

その際、より大きな社会的成果を創出するため、指定活用団体や資金分配団体が中心となって、分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が目標・成果を共有した上で連携して事業に取り組む集合的インパクト^９の取組を促進する。

2. 各主体の役割

(1) 指定活用団体の担うべき役割

指定活用団体は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であって、民間公益活動促進業務に関して法第 20 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる「指定の基準」に適合すると認められるものとして、内閣総理大臣（主務官庁たる内閣府）が全国に一団体に限って指定するものである。

指定活用団体は、預金保険機構から休眠預金等交付金を受けて、民間公益活動促進業務を実施するとともに、助成、貸付け又は出資を行った資金分配団体、活動支援団体等を監督する（法第 21 条及び第 22 条第 3 項）。一方、指定活用団体は、内閣総理大臣の監督¹⁰を受けるとともに、休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）により民間公益活動促進業務の実施状況について監視を受ける（法第 35 条第 2 項第 6 号）。

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じて、実行団体の事業の監督に係る一義的な責任を負っている。

その上で、指定活用団体には、法第 1 条に規定される社会の諸課題の解決に取り組む民間公益活動の自立した担い手の育成を図るとの法の目的を担う役割が期待されている。加えて、法第 16 条に規定される休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念を実現していくためには、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割に

2. 各主体の役割

(1) 指定活用団体の担うべき役割

指定活用団体は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であって、民間公益活動促進業務に関して法第 20 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる「指定の基準」に適合すると認められるものとして、内閣総理大臣（主務官庁たる内閣府）が全国に一団体に限って指定するものである。

指定活用団体は、預金保険機構から休眠預金等交付金を受けて、民間公益活動促進業務を実施するとともに、助成又は貸付けを行った資金分配団体等を監督する（法第 21 条及び第 22 条第 3 項）。一方、指定活用団体は、内閣総理大臣の監督¹⁰を受けるとともに、休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）により民間公益活動促進業務の実施状況について監視を受ける（法第 35 条第 2 項第 6 号）。

このように、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じて、民間公益活動を行う団体の事業の監督に係る一義的な責任を負っている。

その上で、法第 16 条に規定される休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念を実現していくためには、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う

とどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要がある。

以上を踏まえると、指定活用団体の担うべき具体的な役割は以下のとおりである。

① （略）

② 資金分配団体、活動支援団体及び実行団体の行う活動を俯瞰し、各団体の資金需要に即した多様な資金提供手段を検討し、これらを有機的かつ効果的に実施することにより、最適な資金支援を行う。

③ 我が国の社会の諸課題の解決に挑戦するソーシャルセクターの担い手を支えるインキュベーター及びアクセラレーターの役割を担い、もって民間公益活動の自立した担い手を育成する。

④、⑤ （略）

⑥ 民間公益活動に係る事業が適正に遂行されるよう、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体を監督する。

⑦ （略）

⑧ 資金分配団体、活動支援団体及び実行団体の成果評価の点検・検証や評価実施支援を行い、成果の達成状況を包括的に把握・分析することを通じ、本制度全体について、総合的な評価を行い、改善につなげる。

⑨、⑩ （略）

必要がある。

以上を踏まえると、指定活用団体の担うべき具体的な役割は以下のとおりである。

① （同左）

② 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し、最適な資金支援を行う。

③ 我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター及びアクセラレーターの役割を担う。

④、⑤ （同左）

⑥ 民間公益活動に係る事業が適正に遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。

⑦ （同左）

⑧ 資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動全体の状況を把握する。

⑨、⑩ （同左）

(2) 資金分配団体に期待される役割

資金分配団体¹¹は、実行団体に対し助成、貸付け又は出資を行う団体であって、助成、貸付け又は出資の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成、貸付け又は出資を受けるものであり、その決定は、公募の方法により行われる（法第19条第2項第3号ロ及び第22条第5項）。

資金分配団体は、実行団体に対して資金支援を行うという役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成、貸付け又は出資、事業実施に係る経営支援¹²や人材支援といった非資金的支援を必要に応じ伴走型で行うこと等を通じ、活動支援団体とともに民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

また、社会の諸課題は地域や分野ごとに様々であり、実行団体が行う解決のための手法も多種多様であることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、特定の社会の諸課題の分野や地域の実情等に精通した資金分配団体を經由することにより、実行団体に対し適切な支援を行い、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進することが期待される。

以上を踏まえると、資金分配団体に期待される役割は以下のとおりである。

① （略）

② 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」（詳細は後記第3の1.（1）①b）において示す。）を企画・設計し、これに基づき、実行団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必

(2) 資金分配団体に期待される役割

資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対し助成、貸付け又は出資を行う団体であって、助成、貸付け又は出資の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるものであり、その決定は、公募の方法により行われる（法第19条第2項第3号ロ及び第22条第5項）。

資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対して資金支援を行うという法で規定された役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成、貸付け又は出資や事業実施に係る経営支援¹¹や人材支援といった非資金的支援を必要に応じ伴走型で行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

また、社会の諸課題は地域や分野ごとに様々であり、民間公益活動を行う団体が行う解決のための手法も多種多様であることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、特定の社会の諸課題の分野や地域の実情等に精通した資金分配団体を經由することにより、民間公益活動を行う団体に対し適切に必要な支援が行われることが期待される。

以上を踏まえると、資金分配団体に期待される役割は以下のとおりである。

① （同左）

② 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」（詳細は後記第3の1.（1）①b）において示す。）を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動を行う団体を公募により選定し、資金支援及び非

要に応じ伴走型で提供する。

③ 実行団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図る。

④ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、実行団体に対する必要かつ適切な監督を行う。

⑤ （略）

⑥ 実行団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促す。

⑦ 民間企業や金融機関等の民間の資金や人材を民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施する。

（３）活動支援団体に期待される役割

活動支援団体¹¹は、支援対象団体に対し助言又は派遣を行う団体であって、当該助言又は派遣に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成等を受けるものであり、その決定は、公募の方法により行われる（法第 19 条第 2 項第 3 号ハ及び第 22 条第 5 項）。

活動支援団体は、支援対象団体が目指すべき姿や実現したい事項に対し、各活動支援団体が有する専門性をいかし非資金的支援を伴走型等で行うこと等を通じ、資金分配団体とともに民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割

資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する。

③ 民間公益活動を行う団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図る。

④ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行う。

⑤ （同左）

⑥ 民間公益活動を行う団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促す。

⑦ 民間企業や金融機関等の民間の資金を民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施する。

[加える。]

を担うことが期待される。

以上を踏まえると、活動支援団体に期待される役割は以下のとおりである。

- ① 指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情及び課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行う。
- ② 社会の諸課題の解決に取り組む自立した担い手の育成に向け、「活動支援プログラム」（詳細は後記第3の1.（1）①c）において示す。）を企画・設計し、これに基づき、支援対象団体を公募により選定し、伴走型等による非資金的支援を提供する。
- ③ 関係規程の整備、事業形成・実施能力向上に関する助言など、組織基盤の整備や事業立上げに必要な支援により、新たな民間公益活動の担い手の育成と制度への参入を促進する。
- ④ 成果評価への指導、ファンドレイジングへの助言、人材のネットワーキングなど、事業の継続・拡大につながる専門性向上に必要な支援により、民間公益活動の担い手の自立を促進する。
- ⑤ 事業の立上げから終了まで、支援対象団体の抱える課題に応じて、伴走型で支援する。
- ⑥ 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発することを目指す。
- ⑦ 支援対象団体に対して、継続的な進捗管理及び目標達成度の点検・検証を実施し、その結果等の有効活用を促

す。

(4) 実行団体に期待される役割

実行団体¹¹は、法第 16 条第 1 項に規定される民間公益活動を行うものであって、その活動の実施に必要な資金について休眠預金等に係る資金を原資とする助成、貸付け又は出資を受けるものであり、実行団体の決定は、公募の方法により行われる（法第 19 条第 2 項第 3 号イ及び第 22 条第 5 項）。

また、社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことも期待される。

以上を踏まえると、実行団体に期待される役割は以下のとおりである。

① （略）

② 成果に着目しつつ資金支援及び非資金的支援を効果的・効率的に活用することにより、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進するとともに、自立した民間公益活動が可能となるよう、団体の組織基盤や経営基盤等の強化を図る。

③～⑤ （略）

(5) 支援対象団体に期待される役割

(3) 民間公益活動を行う団体に期待される役割

民間公益活動を行う団体¹²は、法第 16 条第 1 項に規定される民間公益活動を行うものであって、その活動の実施に必要な資金について資金分配団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成、貸付け又は出資を受けるものであり、民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行われる（法第 19 条第 2 項第 3 号イ及び第 22 条第 5 項）。

また、社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、民間公益活動を行う団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことも期待される。

以上を踏まえると、民間公益活動を行う団体に期待される役割は以下のとおりである。

① （同左）

② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。

③～⑤ （同左）

[加える。]

支援対象団体は、活動支援団体から助言又は派遣を受けるものであり、民間公益活動の新たな担い手となることが見込まれることから、以下のような役割が期待される。

- ① 将来的に自立した民間公益活動の担い手となり、社会の諸課題の解決に向けた活動に取り組む。
- ② 活動支援団体から必要な非資金的支援を受けることにより、自身が抱える組織や活動における課題を解決し、将来の民間公益活動の自立した担い手として成長・発展することを目指す。
- ③ 自らが設定した目標の達成度やその効果を把握し、活動支援団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

(6) 行政の役割

①、② (略)

③ 地方公共団体

地方公共団体は、休眠預金等に係る資金の活用には直接関与しないものの、民間公益活動を行う団体等及び多様な関係者の間をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことが期待される¹⁴。また、民間公益活動を行う団体等が、社会の諸課題を把握し民間公益活動を円滑に実施できるよう、地方公共団体は、これらの団体等や関係団体等が社会課題解決に向けて集まる場を提供すること等によりこれらの団体等と連携・協働することが望ましい¹⁵。その際、あくまでも民間の発意を尊重することが重要である。

(4) 行政の役割

①、② (同左)

③ 地方公共団体

地方公共団体は、休眠預金等に係る資金の活用には直接関与しないものの、民間公益活動を行う団体及び多様な関係者の間をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことが期待される¹⁴。また、民間公益活動を行う団体が、社会の諸課題を把握し民間公益活動を円滑に実施できるよう、地方公共団体は、民間公益活動を行う団体や関係団体等が社会課題の解決に向けて集まる場を提供すること等により民間公益活動を行う団体と連携・協働することが望ましい¹⁵。その際、あくまでも民間の発意を尊重することが重要である。

第3 休眠預金等に係る資金の活用目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

1. 指定活用団体の業務

法第21条第1項の規定に基づき指定活用団体が行う業務（民間公益活動促進業務）は、同項第1号から第7号までに規定されている業務と、これらの業務に附帯する業務（同項第8号）とがある。以下では、前記第2の2.（1）で示した指定活用団体の役割を踏まえてその業務として法に具体的に規定されている業務（以下「基本的業務」という。）と、法には具体的に明記されていないものの、法第16条に規定されている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念に照らし、指定活用団体における民間公益活動促進業務の適正な実施に当たって行うことが期待される業務（以下「業務の充実に向けて期待される業務」という。）に分けて示す。

（1）基本的業務

① 資金分配団体及び活動支援団体の選定等

a) 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定

社会の諸課題は社会的に認識されていないものも含め、多種多様であり、複雑化している。したがって、限られた休眠預金等に係る資金を公正かつ効率的に活用するため、指定活用団体において我が国が抱える社会の諸課題を把握し、分析した上で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決定する必要がある。その際、資金分配団体、活動支援

第3 休眠預金等に係る資金の活用目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

1. 指定活用団体の業務

法第21条第1項の規定に基づき指定活用団体が行う業務（民間公益活動促進業務）は、同項第1号から第5号までに規定されている業務と、これらの業務に附帯する業務（同項第6号）とがある。以下では、第2の2.（1）で示した指定活用団体の役割を踏まえてその業務として法に具体的に規定されている業務（以下「基本的業務」という。）と、法には具体的に明記されていないものの、法第16条に規定されている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念に照らし、指定活用団体における民間公益活動促進業務の適正な実施に当たって行うことが期待される業務（以下「業務の充実に向けて期待される業務」という。）に分けて示す。

（1）基本的業務

① 資金分配団体の選定等

a) 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定

社会の諸課題は社会的に認識されていないものも含め、多種多様であり、複雑化している。したがって、限られた休眠預金等に係る資金を公正かつ効率的に活用するため、指定活用団体において我が国が抱える社会の諸課題を把握し、分析した上で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決定する必要がある。その際、資金分配団体や民間公益

団体、実行団体及び支援対象団体との相互主体的な関係の下、現場からの意見やニーズについても十分考慮しなければならない。

また、指定活用団体は、優先的に解決すべき社会の諸課題に関し、適切な成果目標の設定を含めその解決に向けた全体的な方針を決定し、事業年度ごとに作成する事業計画において明示しなければならない。

b) 資金分配団体の選定

指定活用団体は、資金分配団体の選定の基準等の事項を定めた民間公益活動促進業務規程をこの基本方針に即して定め、資金分配団体の決定を法に基づき公募の方法により行う（法第 22 条第 5 項並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項）。

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、最初に資金分配団体の公募に申請する団体（以下「資金分配申請団体」という。）が、公正かつ適確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることを確認しなければならない¹⁶。

その上で、資金分配申請団体が提出する包括的な支援プログラム（資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じて伴走型で提供）とを一体とし、その支援の対象や方法等をまとめたもの）の内容について、以下のア）からウ）までに示すとおり審査しなければならない。

なお、非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、実行団体の要望や状況に応じて

活動を行う団体との相互主体的な関係の下、現場からの意見やニーズについても十分考慮しなければならない。

また、指定活用団体は、優先的に解決すべき社会の諸課題に関し、適切な成果目標の設定を含めその解決に向けた全体的な方針を決定し、事業年度ごとに作成する事業計画において明示しなければならない。

b) 資金分配団体の選定

指定活用団体は、資金分配団体の選定の基準等の事項を定めた民間公益活動促進業務規程をこの基本方針に即して定め、資金分配団体の決定を法に基づき公募の方法により行う（法第 22 条第 5 項並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項）。

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、最初に資金分配団体の公募に申請する団体（以下「選定申請団体」という。）が、公正かつ適確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることを確認しなければならない¹⁶。

その上で、選定申請団体が提出する包括的な支援プログラム（資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じて伴走型で提供）とを一体とし、その支援の対象や方法等をまとめたもの）の内容について、以下のア）からウ）までに示すとおり審査しなければならない。

なお、非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、民間公益活動を行う団体の要望

より最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい。

ア) 選定における審査対象及び基準

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、包括的な支援プログラムについて、以下の事項に関し必要な基準を定め、審査しなければならない。

- ・ 実行団体を選定するに当たり、申請団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口、支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること
- ・ 資金調達の手法、期間及び出口等について、合理的な事業計画等が策定されていること
- ・ 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法¹⁷や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等）が組み込まれていること
- ・ 実行団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することとしていること
- ・ 包括的な支援プログラムを適確に実施するに足る能力を有すること¹⁸（ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支

や状況に応じてより最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい。

ア) 選定における審査対象及び基準

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、包括的な支援プログラムについて、以下の事項に関し必要な基準を定め、審査しなければならない。

- ・ 民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動を行う団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること

[加える。]

- ・ 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法¹⁷や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等）が組み込まれていること
- ・ 民間公益活動を行う団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することとしていること
- ・ 包括的な支援プログラムを適確に実施するに足る能力を有すること¹⁸（ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支

援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支援プログラムの作成・提出も可能とする。)

また、指定活用団体は、民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている資金分配申請団体を優先して資金分配団体として選定することが望ましい。

イ) 審査の方法

指定活用団体は、以下に示す方法により資金分配団体を選定するための審査を行わなければならない。

- ・選定の基準及び評価の観点等を事前に公表すること等により、審査における透明性・客観性の確保に努めること
- ・専門的な知見を有する第三者からなる審査委員会を設置し、資金分配団体の選定に関し、その審査を経ること
- ・選定に当たっては、審査委員会における審査結果を踏まえ、理事会において資金分配団体の決定を行い、責任の所在を明確にすること
- ・資金分配団体の選定に係る審査を行う者について、資金分配申請団体との間に利害関係を有する場合にはその者を当該資金分配申請団体の審査から除く措置等、利益相反を防ぐための措置を講ずること等により、審査における公正性を確保すること

援プログラムの作成・提出も可能とする。)

また、指定活用団体は、民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている選定申請団体を優先して資金分配団体として選定することが望ましい。

イ) 審査の方法

指定活用団体は、以下に示す方法により資金分配団体を選定するための審査を行わなければならない。

- ・選定の基準及び評価の観点等を事前に公表すること等により、審査における透明性・客観性の確保に努めること

[加える。]

- ・審査に当たっては、第三者に対する意見聴取等により専門的な知見等も取り入れつつ、理事会等の意思決定機関において資金分配団体の決定を行い、責任の所在を明確にすること
- ・資金分配団体の選定に係る審査を行う者について、選定申請団体との間に利害関係を有する場合にはその者を当該選定申請団体の審査から除く措置等、利益相反を防ぐための措置を講ずること等により、審査における公正性を確保すること

- ・選定結果及び選定理由等の公開等により、国民に対する説明責任を果たし、透明性を確保すること。ただし、資金分配申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等、資金分配申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよう留意すること
- ・審査の結果、選定されなかった資金分配申請団体に対しては、その理由を開示するとともに、可能な限り改善すべき点を示すこと等により、民間公益活動の潜在的な担い手の育成につながるよう配慮すること

ウ) 選定における留意事項
(略)

c) 活動支援団体の選定

指定活用団体は、活動支援団体の選定の基準等の事項を定めた民間公益活動促進業務規程をこの基本方針に即して定め、活動支援団体の決定を法に基づき公募の方法により行う（法第 22 条第 5 項並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項）。

指定活用団体は、活動支援団体を選定するに当たり、最初に活動支援団体の公募に申請する団体（以下「活動支援申請団体」という。）が、公正かつ適確に業務を実施するに足る組織体制等を有していることを確認しなければならない¹⁹。

- ・選定結果及び選定理由等の公開等により、国民に対する説明責任を果たし、透明性を確保すること。ただし、選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等、選定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよう留意すること
- ・審査の結果、選定されなかった選定申請団体に対しては、その理由を開示するとともに、可能な限り改善すべき点を示すこと等により、民間公益活動の潜在的な担い手の育成につながるよう配慮すること

ウ) 選定における留意事項
(同左)

[加える。]

その上で、活動支援申請団体が提出する活動支援プログラム（提供しようとしている非資金的支援の対象や方法等をまとめたもの）の内容について、以下のア）からウ）までに示すとおり審査しなければならない。

なお、非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、支援対象団体の要望や状況に応じてより最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい。

ア）選定における審査対象及び基準

指定活用団体は、活動支援団体を選定するに当たり、活動支援プログラムについて、以下の事項に関し必要な基準を定め、審査しなければならない。

- ・ 支援対象団体を選定するに当たり、支援対象団体が作成する支援の要請に関する計画において、解決しようとする社会的課題、支援対象団体が自立や休眠預金等活用事業への参入等に向けて抱える組織や活動上の課題、要請する非資金的支援の内容、活動支援団体による支援の出口、支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること
- ・ 資金調達の期間及び出口等について、合理的な事業計画等が策定されていること
- ・ 活動支援団体による支援に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上での組織基盤の発展段階に応じた支援方法や支援終了後の自立可能性を向上させるための手法等）が組み込まれていること

・活動支援プログラムを適確に実施するに足る能力を有すること²⁰

また、指定活用団体は、民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、非資金的支援の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている活動支援申請団体を優先して活動支援団体として選定することが望ましい。

イ) 審査の方法

指定活用団体は、b)「イ) 審査の方法」で示した事項に準じた対応をとらなければならない。

ウ) 選定における留意事項

指定活用団体は、活動支援団体を選定するに当たり、資金支援に係る内容を除き b)「ウ) 選定における留意事項」で示した事項に留意しなければならない。

② 資金分配団体及び活動支援団体に対する助成等

令和5年度から令和9年度における5年間の助成総額については、資金需要の動向や、本制度を担う団体の体制等を踏まえる観点から、これまでの活用額の趨勢²¹を念頭に約300億円を目安とした上で、令和8年度を目途に、案件の発掘状況や、本事業による社会的インパクトの評価等を通じて、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、本制度の対象となる活動分野において緊急的な支援ニーズが生じた場合には、本制度の枠組みのもとで適切に対

応できるよう、上述の助成総額とは別の助成枠を確保することにより、機動的に対応するものとする。

また、指定活用団体が資金分配団体及び活動支援団体への助成を行うに当たっては、社会的成果の最大化を目指した最適なポートフォリオ（配分の組合せ）をあらかじめ設定した上で、資金分配団体及び活動支援団体に対し資金支援を行うこととする。

a) 資金分配団体に対する助成等

指定活用団体は、資金分配団体に対し貸付け及び出資を、実行団体に対し貸付けをそれぞれ行うことが、法上は可能であるが、指定活用団体が行う資金提供は、出資を開始するに当たって必要な枠組み等の具体的な内容が定まるまでの間は、資金分配団体への助成のみとする。

ア) 休眠預金等に係る資金の助成

指定活用団体が、資金分配団体に対して助成を行うに当たっては、以下の方針に基づき実施しなければならない。

② 資金分配団体に対する助成等

指定活用団体は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し貸付けを行うことは、法上は可能であるが、民間公益活動全体の現状及び指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえ、指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする。これをもって資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付け又は出資を実施することにより、資金分配団体等を育成しつつ本制度を確立させることを優先すべきである。

a) 休眠預金等に係る資金の助成

指定活用団体が、資金分配団体に対して助成を行うに当たっては、以下の方針に基づき実施しなければならない。

- ・社会的成果の最大化を目指した最適な資金のポートフォリオをあらかじめ設定した上で、資金分配団体に対し助成を行うこと
- ・当該資金分配団体に対する助成の方法を選択するに当たっては、資金分配団体が策定する包括的な支援プログラムの内容を踏まえること
- ・期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間公益活動特有のリスクを含め、適切な資金のリスク管理を行うこと
- ・社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するため、資金分配団体等の創意と工夫が引き出されるように、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を行うこと
- ・資金分配団体の事業の特性に応じ、民間企業や民間金融機関といった民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件とした支援の実施を図るよう努めること

イ）継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証

（略）

b）活動支援団体に対する助成等

指定活用団体は、活動支援団体に対し貸付け又は出資を行うことは、法上は可能であるが、指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、活動支援団体への助成のみとする。

ア）休眠預金等に係る資金の助成

- ・社会的成果の最大化を目指した最適な資金のポートフォリオ（配分の組合せ）をあらかじめ設定した上で、資金分配団体に対し助成を行うこと
- ・当該資金分配団体に対する助成の方法を選択するに当たっては、資金分配団体が策定する包括的な支援プログラムの内容を踏まえること
- ・期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間公益活動特有のリスクを含め、適切な資金のリスク管理を行うこと
- ・社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するため、資金分配団体等の創意と工夫が引き出されるように、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を行うこと
- ・資金分配団体の事業の特性に応じ、民間企業や民間金融機関といった民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件とした支援の実施を図るよう努めること

b）継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証

（同左）

[加える。]

指定活用団体が、活動支援団体に対して助成を行うに当たっては、以下の方針に基づき実施しなければならない。

- ・社会的成果の最大化を目指した最適な資金のポートフォリオをあらかじめ設定した上で、活動支援団体に対し助成を行うこと
- ・当該活動支援団体に対する助成の方法を選択するに当たっては、活動支援団体が策定する活動支援プログラムの内容を踏まえること
- ・期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間公益活動特有のリスクを含め、適切な資金のリスク管理を行うこと

イ) 継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証

指定活用団体は、我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター及びアクセラレーターの役割を担うため、以下の事項を適切に実施できる体制等を備えなければならない。

- ・活動支援団体から、活動支援の進捗状況について、定期的にあらかじめ設定された期日において報告を受けることに加え、課題ごとに活動支援団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理を行うとともに、成果評価の点検・検証を行い、成果の達成状況を包括的に把握すること

③ 資金分配団体及び活動支援団体に対する監督等

③ 資金分配団体に対する監督等

a) 資金分配団体に対する監督等

ア) 資金分配団体に対する監督

法第 22 条第 3 項の規定を踏まえ、指定活用団体は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するため、以下の措置を講じなければならない。また、その措置を講ずるために必要な事項を民間公益活動促進業務規程に規定した上で、公募要領等に定めるとともに、資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という。）であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めなければならない。

- ・ 指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告徴収、立入検査及び不正があった場合における選定の取消し、助成を行った資金の返還等の必要かつ適切な監督のための対応をとること
- ・ 資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表等の必要な措置を講ずること
- ・ 選定を取り消され、その取消しの日から一定期間を経過しない団体は、資金分配団体として選定しないこと
- ・ 指定活用団体が資金分配団体を選定する際に確認した資金分配団体における業務の公正かつ適確な遂行を担保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等について、資金分配団体における履行を担保するための措置を講ずること

a) 資金分配団体に対する監督

法第 22 条第 3 項の規定を踏まえ、指定活用団体は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するため、以下の措置を講じなければならない。また、その措置を講ずるために必要な事項を民間公益活動促進業務規程に規定した上で、公募要領等に定めるとともに、資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という。）であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めなければならない。

- ・ 指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告徴収、立入検査及び不正があった場合における選定の取消し、助成を行った資金の返還等の必要かつ適切な監督のための対応をとること
- ・ 資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表等の必要な措置を講ずること
- ・ 選定を取り消され、その取消しの日から一定期間を経過しない団体は、資金分配団体として選定しないこと
- ・ 指定活用団体が資金分配団体を選定する際に確認した資金分配団体における業務の公正かつ適確な遂行を担保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等について、資金分配団体における履行を担保するための措置を講ずること

- ・資金分配団体が実行団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還等²²を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体との間で締結する資金提供契約に明記されることを確認すること

イ）選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継

不正により選定を取り消された資金分配団体の事業並びに財産及び負債（指定活用団体から助成を受けた事業並びに当該事業に係る財産及び負債に限る。）は、他の資金分配団体に承継させることを原則とし、やむを得ない場合に限り指定活用団体が承継する。そのために必要な事項を指定活用団体は民間公益活動促進業務規程に規定し公募要領等に定めるとともに、指定活用団体及び資金分配団体との間の資金提供契約に定めなければならない。

b）活動支援団体に対する監督等

ア）活動支援団体に対する監督

指定活用団体は、a)「ア）資金分配団体に対する監督」に準じた対応をとらなければならない²³。

イ）選定を取り消された活動支援団体の事業等の承継

指定活用団体は、a)「イ）選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継」に準じた対応をとらなければな

- ・資金分配団体が民間公益活動を行う団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間で締結する資金提供契約に明記されることを確認すること

b）選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継

不正により選定を取り消され、助成金を返還した資金分配団体の事業並びに財産及び負債（指定活用団体から助成を受けた事業並びに当該事業に係る財産及び負債に限る。）は、他の資金分配団体に承継させることを原則とし、やむを得ない場合に限り指定活用団体が承継する。そのために必要な事項を指定活用団体は民間公益活動促進業務規程に規定し公募要領等に定めるとともに、指定活用団体及び資金分配団体との間の資金提供契約に定めなければならない。

[加える。]

らない。

④ 休眠預金等交付金の受入れ

指定活用団体は、法第8条、第21条第1項第5号、第27条、第28条、第29条及び第30条の規定に則して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うことのほか、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。

- ・民間公益活動促進業務に必要な経費²⁴については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定するとともに、外部監査結果の有効活用等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底すること
- ・予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあつては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること

⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

a) 案件の発掘・形成に係る調査及び研究

指定活用団体は、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体と連携し、全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を実施することが望ましい。併せて、資金分

④ 休眠預金等交付金の受入れ

指定活用団体は、法第8条、第21条第1項第3号、第27条第1項及び第2項、第28条、第29条並びに第30条の規定に則して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うことのほか、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。

- ・民間公益活動促進業務に必要な経費¹⁹については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定するとともに、外部監査結果の有効活用等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底すること
- ・予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあつては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること

⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

a) 案件の発掘・形成に係る調査及び研究

指定活用団体は、資金分配団体や民間公益活動を行う団体と連携し、全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を実施することが望ましい。併せて、資金分配団体や民間公益

配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体による案件の発掘・形成能力の向上も図ることが望ましい。

b) 制度改善や活動促進に資する調査及び研究

民間公益活動の促進に向け、社会経済情勢や現場からのニーズを踏まえつつ、本制度の改善や資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究を企画し実施しなければならない。また、個々の事業実施により得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開しなければならない。

⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

a) 戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

(略)

b) シンボルマークの策定・活用

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、指定活用団体においてシンボルマーク（休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識）を策定しなければならない。また、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業においてシンボルマークを表示することとし、そのために必要な事項を資金分配団体及び活動支援団体との資金提供契約に定めなければならない。

活動を行う団体による案件の発掘・形成能力の向上も図ることが望ましい。

b) 制度改善や活動促進に資する調査及び研究

民間公益活動の促進に向け、社会経済情勢や現場からのニーズを踏まえつつ、本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究を企画し実施しなければならない。また、個々の事業実施により得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開しなければならない。

⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

a) 戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

(同左)

b) シンボルマークの策定・活用

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、指定活用団体においてシンボルマーク（休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識）を策定しなければならない。また、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業においてシンボルマークを表示することとし、そのために必要な事項を資金分配団体との資金提供契約に定めなければならない。

⑦ 適切な評価の実施

(略)

(2) 業務の充実に向けて期待される業務

指定活用団体は、法に具体的に規定されている（１）の基本的業務の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、以下の業務についても民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえつつ取り組んでいくことが期待される。

① 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備

(法第 21 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に係る附帯業務)

民間公益活動の実効性をより高めるためには、全く新しい手法を開発するだけでなく、今まで得られた知識を適切に組み合わせることにより、社会の諸課題に対する最適な解決モデルを見つけ出すことが必要である。しかし、現状では、民間公益活動に関するデータが十分に収集・蓄積されていない。

このため、まずは資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）をオンラインで収集する仕組みを整備して、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積できるようにすることが望ましい。

その上で、収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で

⑦ 適切な評価の実施

(同左)

(2) 業務の充実に向けて期待される業務

法に具体的に規定されている前記の（１）基本的業務の適確な実施を担保するため、まずは指定活用団体は基本的業務に注力すべきである。この基本的業務の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、以下の業務についても民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえつつ取り組んでいくことが期待される。

① 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備

(法第 21 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に係る附帯業務)

民間公益活動の実効性をより高めるためには、全く新しい手法を開発するだけでなく、今まで得られた知識を適切に組み合わせることにより、社会の諸課題に対する最適な解決モデルを見つけ出すことが必要である。しかし、現状では、民間公益活動に関するデータが十分に収集・蓄積されていない。

このため、まずは資金分配団体及び民間公益活動を行う団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）をオンラインで収集する仕組みを整備して、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積できるようにすることが望ましい。

その上で、収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開

広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境を ICT 等を活用して整備することが望ましい。

② 成果評価実施支援

(法第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号に係る附帯業務)

指定活用団体は、資金分配団体又は活動支援団体と連携し、民間公益活動を行う団体等における成果志向の理解・定着、効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等を促進することが求められる。したがって、成果評価の実施が依然として十分に普及していない我が国の現状を踏まえれば、評価に係る時間と労力を軽減するため、指定活用団体は以下のような成果評価実施支援業務を行うことが望ましい。

- ・評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供すること
- ・分野別や規模別といったカテゴリー別に標準化された評価ツールを提供すること
- ・構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体及び活動支援団体への助言や研修等を通じ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援すること

③ 研修

(略)

④ 国際交流

し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境を I C T 等を活用して整備することが望ましい。

② 成果評価実施支援

(法第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に係る附帯業務)

指定活用団体は、資金分配団体と連携し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体各々における成果志向の理解・定着、効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等を促進することが求められる。したがって、成果評価の実施が依然として十分に普及していない我が国の現状を踏まえれば、評価に係る時間と労力を軽減するため、指定活用団体は以下のような成果評価実施支援業務を行うことが望ましい。

- ・評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供すること
- ・分野別や規模別といったカテゴリー別に標準化された評価ツールを提供すること
- ・構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体への助言や研修等を通じ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援すること

③ 研修

(同左)

④ 国際交流

(法第 21 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に係る附帯業務)

海外の関係機関との交流や各種国際会議への対応、海外の関係機関の要人招へい事業の実施等の国際交流を行うことが望ましい。

2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等

指定活用団体は、法第 20 条第 1 項において一般財団法人であることとされており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において規定される体制等²⁵を整備しなければならない。これに加えて、休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的な活用を担保する観点からは、以下の体制等を備え、民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。また、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。

(1) 組織運営体制

指定活用団体は、その役割を担う上で以下の組織運営体制を整備しなければならない。

- ・業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用することが可能な体制とすること
- ・助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる

(法第 21 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に係る附帯業務)

海外の関係機関との交流や各種国際会議への対応、海外の関係機関の要人招へい事業の実施等の国際交流を行うことが望ましい。

2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等

指定活用団体は、法第 20 条第 1 項において一般財団法人であることとされており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において規定される体制等²⁰を整備しなければならない。これに加えて、休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的な活用を担保する観点からは、以下の体制等を備え、民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。また、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。

(1) 組織運営体制

指定活用団体は、その役割を担う上で以下の組織運営体制を整備しなければならない。

- ・業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用することが可能な体制とすること
- ・助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる

体制とすること

- ・ 資金分配団体及び活動支援団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置すること
- ・ ICT 等の積極的な活用等により効率的な組織運営を図ること

(2) 役職員等の構成

① 評議員会や理事会の構成等

休眠預金等に係る資金の原資が国民の資産であることに鑑み、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用の中核を担う団体として、その業務を適確かつ公正に実施しなければならない。このため、民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る技術的基礎を有するものであるとともに、役員又は職員の構成について、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない（法第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）。

また、休眠預金等に係る資金の原資の性質等に鑑み、会計監査人を設置しなければならない。

このほか、評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者²⁶、マスメディア、ソーシャルセクター等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。一方で、理事会における迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。

役職員については、民間公益活動促進業務を適確に行うた

体制とすること

- ・ 資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置すること
- ・ I C T等の積極的な活用等により効率的な組織運営を図ること

(2) 役職員等の構成

① 評議員会や理事会の構成等

休眠預金等に係る資金の原資が国民の資産であることに鑑み、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用の中核を担う団体として、その業務を適確かつ公正に実施しなければならない。このため、民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る技術的基礎を有するものであるとともに、役員又は職員の構成について、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない（法第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）。

また、休眠預金等に係る資金の原資の性質等に鑑み、会計監査人を設置しなければならない。

このほか、評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者²¹、マスコミ、ソーシャルセクター（公益活動に係る分野）等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。一方で、理事会における迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。

役職員については、民間公益活動促進業務を適確に行うた

めの専門的な知識を有する者を採用した上で、効果的・効率的な人員配置とするとともに、特定の団体や分野の出身者に偏らないようにしなければならない。

② 役員の選任等

指定活用団体は、利益相反の防止に資するため、役員の職歴について自己申告させた上で公開しなければならない。また、内閣総理大臣は、申告に虚偽があった場合は、法に基づき厳正に対処²⁷する。

また、利益相反の防止に関しては、指定活用団体において以下に示すような措置を民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。

- ・評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うこと
- ・役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ること

役員又は役員となることが予定される者の処罰歴の有無については、内閣総理大臣は、役員の選任の認可時に自己申告に基づき確認することとし、以後、役員の交代があった場合も同様の措置をとる。なお、その申告が虚偽であった場合は、利益相反の防止の対応と同様に厳正に対応する。

さらに、指定活用団体は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づく国家公務員の再就職等規制を踏まえて対応しなければならない。

めの専門的な知識を有する者を採用した上で、効果的・効率的な人員配置とするとともに、特定の団体や分野の出身者に偏らないようにしなければならない。

② 役員の選任等

指定活用団体は、利益相反の防止に資するため、役員の職歴について自己申告させた上で公開しなければならない。また、内閣総理大臣は、申告に虚偽があった場合は、法に基づき厳正に対処²²する。

また、利益相反の防止に関しては、指定活用団体において以下に示すような措置を民間公益活動促進業務規程に定めなければならない。

- ・評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うこと
- ・役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ること

役員又は役員となることが予定される者の処罰歴の有無については、内閣総理大臣は、役員の選任の認可時に自己申告に基づき確認することとし、以後、役員の交代があった場合も同様の措置をとる。なお、その申告が虚偽であった場合は、利益相反の防止の対応と同様に厳正に対応する。

さらに、指定活用団体は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づく国家公務員の再就職等規制を踏まえて対応しなければならない。

(3) ガバナンス・コンプライアンス体制等

① ガバナンス・コンプライアンス体制

指定活用団体は、不正行為や利益相反等の自らの組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなければならない。

- ・業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの。）及びその下に実施等を担う部署を設置すること
- ・評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程を備えること
- ・不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程²⁸を備えること

② 内部通報制度の整備及び運用

ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和 3 年 8 月 20 日内閣府告示第 118 号）」を踏まえ、指定活用団体は、内部通報制度を整備し運用しなければならない²⁹。

第 4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項

(3) ガバナンス・コンプライアンス体制等

① ガバナンス・コンプライアンス体制

指定活用団体は、不正行為や利益相反等の自らの組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなければならない。

- ・業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの。）及びその下に実施等を担う部署を設置すること
- ・評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程を備えること
- ・不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程²³を備えること

② 内部通報制度の整備及び運用

ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成 28 年 12 月 9 日消費者庁）」を踏まえ、指定活用団体は、内部通報制度を整備し運用しなければならない²⁴。

第 4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項

指定の基準及び手続の詳細については以下の考え方に沿って、公募要領に定める。

1. 指定の基準

指定活用団体の指定に当たっては、前記第3において示した指定活用団体の業務や体制等を踏まえ、法第20条第1項各号の指定の基準³⁰により、同項の規定に基づく指定を受けようとする団体（以下「指定申請団体」という。）を審査する。

2. 指定の手続

指定の手続は、以下の手順に沿って行う。

- ・本基本方針を踏まえて内閣府は公募要領を作成、公表する。
- ・指定申請団体は、公募要領に従い指定の申請を行う。
- ・指定申請団体に対し、書類及び面接による審査を実施する。面接においては、当該指定申請団体の長が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等を確認する。
- ・内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定の基準に最も適合していると認められるものを一団体選定し、指定活用団体として指定する。

また、指定の手続における公正性・透明性を確保するため、指定申請団体の特別な利害関係者³¹は審議会による審議から除くほか、指定申請団体名及び審査結果についても公表する。

指定の基準及び手続の詳細については以下の考え方に沿って、公募要領に定める。

1. 指定の基準

指定活用団体の指定に当たっては、前記第3において示した指定活用団体の業務や体制等を踏まえ、法第20条第1項各号の指定の基準²⁵により、同項の規定に基づく指定を受けようとする団体（以下「指定申請団体」という。）を審査する。

2. 指定の手続

指定の手続は、以下の手順に沿って行う。

- ・本基本方針を踏まえて内閣府は公募要領を作成、公表する。
- ・指定申請団体は、公募要領に従い指定の申請を行う。
- ・指定申請団体に対し、書類及び面接による審査を実施する。面接においては、当該指定申請団体の長が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等を確認する。
- ・内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定の基準に最も適合していると認められるものを一団体選定し、指定活用団体として指定する。

また、指定の手続における公正性・透明性を確保するため、指定申請団体の特別な利害関係者²⁶は審議会による審議から除くほか、指定申請団体名及び審査結果についても公表する。

ただし、指定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよう、指定申請団体のアイディアやノウハウ等に係る部分については公表しない。

第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び 手続に関する事項 (略)

第6 休眠預金等に係る資金の活用成果に係る評価の実 施に関する事項

指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体は、以下に示す方針に沿って、評価を実施するものとする³²。また、指定活用団体は、本項に示す考え方に沿って本制度全体の評価の方針を評価指針として定めなければならない。

1. 成果に係る評価の意義・目的

(1) 評価の意義

休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、最終的に、社会の諸課題の解決を図るという成果を目に見える形で生み出すことが求められている。

このため、休眠預金等に係る資金を活用して実施される民間公益活動全般を対象に、プロセスの透明性や適正性の確保はもちろんのこと、事前に達成すべき成果を明示した上で、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価³³」を実施することで、成果の可視化に取り組まなければならない

ただし、指定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよう、指定申請団体のアイディアやノウハウ等に係る部分については公表しない。

第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び 手続に関する事項 (同左)

第6 休眠預金等に係る資金の活用成果に係る評価の実 施に関する事項

指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、以下に示す方針に沿って、評価を実施するものとする。また、指定活用団体は、本項に示す考え方に沿って本制度全体の評価の方針を評価指針として定めなければならない。

1. 成果に係る評価の意義・目的

(1) 評価の意義

休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、最終的に、社会の諸課題の解決を図るという成果を目に見える形で生み出すことが求められている。

このため、休眠預金等に係る資金を活用して実施される民間公益活動全般を対象に、プロセスの透明性や適正性の確保はもちろんのこと、事前に達成すべき成果を明示した上で、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価²⁷」を実施することで、成果の可視化に取り組まなければならない

い。

なお、民間公益活動の成果の評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の妨げにならないようにする必要がある。

(2) 評価の目的

(略)

2. 実行団体の評価

(1) 評価の実施主体

本制度における実行団体の評価は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、その実行団体が自ら評価を実施するという「自己評価³⁴」を基本とする。評価の実施主体は、事前に達成すべき成果について明示した上で民間公益活動に関するインプット（予算・人材等の資源の「投入」）からアウトプット（事業の実施により直接的に得られる「結果」）、アウトカム（事業の実施によるアウトプットがもたらす「成果」）に至る情報を体系的に収集し、ロジック・モデル³⁵等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。

実行団体は、資金分配団体とあらかじめ合意した上で、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保しなければならない³⁶。なお、その場合には、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにし、利

い。

なお、民間公益活動の成果の評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の妨げにならないようにする必要がある。

(2) 評価の目的

(同左)

2. 民間公益活動を行う団体の評価

(1) 評価の実施主体

本制度における民間公益活動を行う団体の評価は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、その民間公益活動を行う団体が自ら評価を実施するという「自己評価²⁸」を基本とする。評価の実施主体は、事前に達成すべき成果について明示した上で民間公益活動に関するインプット（予算・人材等の資源の「投入」）からアウトプット（事業の実施により直接的に得られる「結果」）、アウトカム（事業の実施によるアウトプットがもたらす「成果」）に至る情報を体系的に収集し、ロジック・モデル²⁹等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。

民間公益活動を行う団体は、資金分配団体とあらかじめ合意した上で、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保しなければならない³⁰。なお、その場合には、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらない

害関係者が入らざるを得ない場合には、実行団体は、利害関係者の氏名とその理由を明確にしなければならない。

評価の実務経験が少ない実行団体が評価を行う場合には、その評価に必要な専門性を補完・確保するため、資金分配団体は、必要に応じて、評価の専門家による評価の技術支援や研修、進捗管理等の評価実施支援を行わなければならない。

(2) 評価の実施時期

評価には、その実施時期から見て、

- ① 実行団体が休眠預金等に係る資金を活用して事業を実施する前に、事業の必要性・妥当性を判断するために実施する「事前評価」
- ② 複数年度にわたり休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業について、成果の進捗状況を把握し、事業活動や予算・人材等の資源配分の見直しを行うために、一定期間ごとに実施する「中間評価」
- ③ 休眠預金等に係る資金の活用が終了する際に、成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行うために実施する「事後評価」
- ④ 解決に時間を要する社会課題に係る事業の場合に、休眠預金等に係る資金の活用終了後しばらく経過した後に、事業の副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性等の検証等を行うために実施する「追跡評価」

がある。

ようにし、利害関係者が入らざるを得ない場合には、民間公益活動を行う団体は、利害関係者の氏名とその理由を明確にしなければならない。

評価の実務経験が少ない団体が評価を行う場合には、その評価に必要な専門性を補完・確保するため、資金分配団体は、必要に応じて、評価の専門家による評価の技術支援や研修、進捗管理等の評価実施支援を行わなければならない。

(2) 評価の実施時期

評価には、その実施時期から見て、

- ① 民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して事業を実施する前に、事業の必要性・妥当性を判断するために実施する「事前評価」
- ② 複数年度にわたり休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業について、成果の進捗状況を把握し、事業活動や予算・人材等の資源配分の見直しを行うために、一定期間ごとに実施する「中間評価」
- ③ 休眠預金等に係る資金の活用が終了した後に、成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行うために実施する「事後評価」
- ④ 解決に時間を要する社会課題に係る事業の場合に、休眠預金等に係る資金の活用終了後しばらく経過した後に、事業の副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性等の検証等を行うために実施する「追跡評価」

がある。

これらの評価の実施の要否や実施時期については、実行団体が、民間公益活動の目的・目標や規模、支援期間、性格、評価に係る負担等を考慮し、あらかじめ決定し、公表しなければならない。その際、実行団体は、それぞれの評価の目的、評価方法、評価結果の活用方策等を有機的に連携させることで、時系列的な評価に連続性と一貫性をもたせなければならない。

(3) 評価方法

実行団体は、評価における公正性、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価が実施されるよう、以下の点を踏まえ、あらかじめ評価の目的及び評価方法を明確かつ具体的に設定しなければならない。

① 評価の観点

実行団体については、民間公益活動による成果だけでなく、民間公益活動の革新性等も含めて、総合的に評価を行わなければならない。

② 評価方法の選択

(略)

③ 評価項目・評価基準の設定

実行団体は、評価における信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、事前に、民間公益活動の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目・評価基準を明

これらの評価の実施の要否や実施時期については、民間公益活動を行う団体が、民間公益活動の目的・目標や規模、支援期間、性格、評価に係る負担等を考慮し、あらかじめ決定し、公表しなければならない。その際、民間公益活動を行う団体は、それぞれの評価の目的、評価方法、評価結果の活用方策等を有機的に連携させることで、時系列的な評価に連続性と一貫性をもたせなければならない。

(3) 評価方法

民間公益活動を行う団体は、評価における公正性、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価が実施されるよう、以下の点を踏まえ、あらかじめ評価の目的及び評価方法を明確かつ具体的に設定しなければならない。

① 評価の観点

民間公益活動を行う団体については、民間公益活動による成果だけでなく、民間公益活動の革新性等も含めて、総合的に評価を行わなければならない。

② 評価方法の選択

(同左)

③ 評価項目・評価基準の設定

民間公益活動を行う団体は、評価における信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、事前に、民間公益活動の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目・

確かつ具体的に設定しなければならない。その際、評価の客観性を確保する観点から、測定可能で効果があったと証明できるアウトカム指標を設定することが重要である。このため、アウトカム指標は定量的指標を基本とするが、評価対象によっては、定性的指標と定量的指標との併用等、定量的な尺度に偏りすぎることのないように留意する必要がある。

なお、長期間にわたって民間公益活動が実施される場合には、次のいずれかを行わなければならない。

- a) 短期目標を定めた上でその時点の到達度を評価してから次の段階に進む方法を導入する。
- b) 一定期間ごとの中間評価の実施等により、民間公益活動期間中の情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況の把握をしやすいとする。

a)、b)それぞれのタイミングで、目標の再設定や事業の加速・中止も含めた事業変更の検討を行う必要がある。

(4) 資金分配団体による継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証

① 継続的な進捗管理

資金分配団体は、実行団体が着実に成果を挙げているかを継続的に把握し、事業の遂行を促すために、実行団体に対して、現地調査を含む民間公益活動の継続的な進捗管理を実施し、必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。

評価基準を明確かつ具体的に設定しなければならない。その際、評価の客観性を確保する観点から、測定可能で効果があったと証明できるアウトカム指標を設定することが重要である。このため、アウトカム指標は定量的指標を基本とするが、評価対象によっては、定性的指標と定量的指標との併用等、定量的な尺度に偏りすぎることのないように留意する必要がある。

なお、長期間にわたって民間公益活動が実施される場合には、次のいずれかを行わなければならない。

- a) 短期目標を定めた上でその時点の到達度を評価してから次の段階に進む方法を導入する。
- b) 一定期間ごとの中間評価の実施等により、民間公益活動期間中の情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況の把握をしやすいとする。

a)、b)それぞれのタイミングで、目標の再設定や事業の加速・中止も含めた事業変更の検討を行う必要がある。

(4) 資金分配団体による継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証

① 継続的な進捗管理

資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が着実に成果を挙げているかを継続的に把握し、事業の遂行を促すために、民間公益活動を行う団体に対して、現地調査を含む民間公益活動の継続的な進捗管理を実施し、必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。

なお、民間公益活動の進捗状況を把握するために必要な指標は、評価の基準として取り扱う評価指標とは適切に分けて取り扱う必要がある。

② 評価結果の点検・検証

評価結果の点検・検証に際しては、その評価の妥当性・客観性を担保するために、以下のことが求められる。

実行団体は、自己評価を行った場合には、「評価報告書」を作成し、資金分配団体に報告しなければならない。資金分配団体は、実行団体の「評価報告書」の妥当性・客観性について点検・検証を行わなければならない。

資金分配団体は、実行団体に対する継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証を行うために必要な事項を、公募要領及び実行団体との資金提供契約に盛り込まなければならない。

(5) 評価結果等の活用

民間公益活動に休眠預金等に係る資金を活用していることについて国民に対し説明責任を果たすとともに、民間公益活動の成果に係る評価の公正性と透明性を確保し、民間公益活動の成果や評価結果が社会において広く活用されるように、実行団体は、評価結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表しなければならない。

資金分配団体は、実行団体の評価結果の点検・検証を行った場合には、点検・検証結果を国民に分かりやすい形で積極

なお、民間公益活動の進捗状況を把握するために必要な指標は、評価の基準として取り扱う評価指標とは適切に分けて取り扱う必要がある。

② 評価結果の点検・検証

評価結果の点検・検証に際しては、その評価の妥当性・客観性を担保するために、以下のことが求められる。

民間公益活動を行う団体は、自己評価を行った場合には、「評価報告書」を作成し、資金分配団体に報告しなければならない。資金分配団体は、民間公益活動を行う団体の「評価報告書」の妥当性・客観性について点検・検証を行わなければならない。

資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対する継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証を行うために必要な事項を、公募要領及び民間公益活動を行う団体との資金提供契約に盛り込まなければならない。

(5) 評価結果等の活用

民間公益活動に休眠預金等に係る資金を活用していることについて国民に対し説明責任を果たすとともに、民間公益活動の成果に係る評価の公正性と透明性を確保し、民間公益活動の成果や評価結果が社会において広く活用されるように、民間公益活動を行う団体は、評価結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表しなければならない。

資金分配団体は、民間公益活動を行う団体の評価結果の点検・検証を行った場合には、点検・検証結果を国民に分かり

的に公表するほか、当事者からの求めに応じて点検・検証結果を開示することが望ましい。

3. 指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体の評価

指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、2.（1）から（3）までに準じて適切に自己評価を実施しなければならない。その際、資金分配団体については、資金分配団体が助成、貸付け又は出資を行った実行団体による成果だけでなく、資金分配団体自身の活動³⁷も含めて、総合的に評価をしなければならない。また、活動支援団体については、活動支援団体が非資金的支援を行った支援対象団体による目標達成度の点検・検証に加え、活動支援団体自身の活動³⁸も含めて、総合的に評価をしなければならない。さらに、指定活用団体については、個別の民間公益活動による社会的成果の拡大だけでなく、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて、総合的に評価³⁹をしなければならない。

指定活用団体及び審議会は、2.（4）に準じて継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証を実施しなければならない。その際、指定活用団体は、資金分配団体及び活動支援団体から、民間公益活動の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、資金分配団体及び活動支援団体に対して、現地調査を含む継続的な進捗管理を実施する。さらに、資金分配団体に対しては必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。また、審議会は、指定活用団体から、民間公益活動促進業務の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、指定活用

やすい形で積極的に公表するほか、当事者からの求めに応じて点検・検証結果を開示することが望ましい。

3. 指定活用団体及び資金分配団体の評価

指定活用団体及び資金分配団体は、2.（1）から（3）までに準じて適切に自己評価を実施しなければならない。その際、資金分配団体については、資金分配団体が助成、貸付け又は出資を行った民間公益活動を行う団体による成果だけでなく、資金分配団体自身の活動³¹も含めて、総合的に評価を行わなければならない。また、指定活用団体については、個別の民間公益活動による社会的成果の拡大だけでなく、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体・民間公益活動を行う団体も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて、総合的に評価を行う必要がある。

指定活用団体及び審議会は、2.（4）に準じて継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証を実施しなければならない。その際、指定活用団体は、資金分配団体から、民間公益活動の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、資金分配団体に対して、現地調査を含む継続的な進捗管理を実施し、必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。また、審議会は、指定活用団体から、民間公益活動促進業務の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、指定活用団体が実施する本制度に係る総合的な評価について点

団体が実施する本制度に係る総合的な評価について点検・検証を行い、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告する。

指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、2.(5)に準じて評価結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表しなければならない。その際、指定活用団体は、自らの評価結果だけでなく、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体の評価結果についてもまとめて閲覧できるようにしなければならない。この場合、個人情報や知的財産の保護等に配慮しつつ、評価の結論だけでなく、民間公益活動の目標、実施内容、得られた成果、さらに、評価結果による新たな民間公益活動の展開等も含めて、分かりやすくまとめて公表しなければならない。

4. 評価において留意すべき事項

(1) 革新的な民間公益活動に対する評価

革新的な民間公益活動とは、一般的に、目標の達成確率は低い(ハイリスク)ものの、実現すれば社会に大きな変革(ソーシャル・イノベーション)をもたらすような民間公益活動である。したがって、革新的な民間公益活動を他の民間公益活動と同じ評価項目・評価基準で評価することは好ましくない。解決手法の柔軟性・自由度を確保し、ソーシャル・イノベーションの実現を目指すため、革新的な民間公益活動に対する評価においては、達成すべき成果を事前に明示しつつも、社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について絶えず検証し見直す必要がある⁴⁰。また、ハイリスクであることを前提として、仮に、目標どおりに成果が得られなかった場合においても、その要因分析

検・検証を行い、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告する。

指定活用団体及び資金分配団体は、2.(5)に準じて評価結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表しなければならない。その際、指定活用団体は、自らの評価結果だけでなく、資金分配団体や民間公益活動を行う団体の評価結果についてもまとめて閲覧できるようにしなければならない。この場合、個人情報や知的財産の保護等に配慮しつつ、評価の結論だけでなく、民間公益活動の目標、実施内容、得られた成果、さらに、評価結果による新たな民間公益活動の展開等も含めて、分かりやすくまとめて公表しなければならない。

4. 評価において留意すべき事項

(1) 革新的な民間公益活動に対する評価

革新的な民間公益活動とは、一般的に、目標の達成確率は低い(ハイリスク)ものの、実現すれば社会に大きな変革(ソーシャル・イノベーション)をもたらすような民間公益活動である。したがって、革新的な民間公益活動を他の民間公益活動と同じ評価項目・評価基準で評価することは好ましくない。解決手法の柔軟性・自由度を確保し、ソーシャル・イノベーションの実現を目指すため、革新的な民間公益活動に対する評価においては、達成すべき成果を事前に明示しつつも、社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について絶えず検証し見直す必要がある³²。また、ハイリスクであることを前提として、仮に、目標どおりに成果が得られなかった場合においても、その要因分析

を着実にを行い、その結果を以後の民間公益活動に生かすほか、革新性について積極的に評価することに加え、技術的な限界、ノウハウ、副次的成果や波及効果等を積極的に評価しなければならない。

（２）民間公益活動の効果的・効率的な促進

民間公益活動の評価はそれ自体を目的とするのではなく、成果の実現を目指して、その評価結果を、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分、さらには新たな民間公益活動の企画立案への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で有効に活用する必要がある⁴¹。

（３）評価に係る負担の軽減

成果を把握するために必要な評価を行うことは重要であるが、評価の実施には、費用のほか時間や労力も含めて相当なコストを要するのも事実である。評価に関するコストは、本来、事業の実施主体自身が負担することが望ましい。ただし、社会的インパクト評価が依然として普及していない我が国の現状及び休眠預金等に係る資金の活用成果に関し国民に対する説明責任が強く求められていることに鑑み、指定活用団体は、標準化された評価ツールを提供し、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体における効果的・効率的な成果評価の実施を支援するとともに、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体が社会的インパクト評価を実施する際に外部の評価専門家への相談が可能となるような仕組みを検討することにより評価に係る時間と労力の軽減を図ることが望ましい。その際、当分の間はこれにかかる経費についても休眠預金等

を着実にを行い、その結果を以後の民間公益活動に生かすほか、革新性について積極的に評価することに加え、技術的な限界、ノウハウ、副次的成果や波及効果等を積極的に評価しなければならない。

（２）民間公益活動の効果的・効率的な促進

民間公益活動の評価はそれ自体を目的とするのではなく、成果の実現を目指して、その評価結果を、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分、さらには新たな民間公益活動の企画立案への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で有効に活用する必要がある³³。

（３）評価に係る負担の軽減

成果を把握するために必要な評価を行うことは重要であるが、評価の実施には、費用のほか時間や労力も含めて相当なコストを要するのも事実である。評価に関するコストは、本来、事業の実施主体自身が負担することが望ましい。ただし、社会的インパクト評価が依然として普及していない我が国の現状及び休眠預金等に係る資金の活用成果に関し国民に対する説明責任が強く求められていることに鑑み、指定活用団体は、標準化された評価ツールを提供し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的・効率的な成果評価の実施を支援するとともに、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が社会的インパクト評価を実施する際に外部の評価専門家への相談が可能となるような仕組みを検討することにより評価に係る時間と労力の軽減を図ることが望ましい。その際、当分の間はこれにかかる経費についても休眠預金等に係

に係る資金の活用対象に含める必要がある。

第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲

助成、貸付け又は出資の対象とする経費の具体的範囲については、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ策定する諸規程等に基づいて、指定活用団体と資金分配団体又は活動支援団体との間の、資金分配団体と実行団体との間のそれぞれの個別の資金提供契約において決定されるものとする。指定活用団体が諸規程等を策定する際には、民間の団体の創意と工夫を生かすために休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、従来の行政による補助金等では一般的にカバーされてこなかった民間公益活動の実施に係る人件費、設備備品費、資金分配団体及び実行団体自らの成果評価の実施に係る経費等についても、内容を十分に精査し、それぞれが事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲内において対象とすることが望ましい。その際、特に助成、貸付け又は出資の対象とする人件費の水準については、国民・住民の理解が得られるよう情報公開を徹底しなければならない。

また、指定活用団体による資金分配団体への助成の対象には、資金分配団体が実行団体に助成、貸付け又は出資を行う資金に充当する経費のみならず、休眠預金等に係る資金の活用に当たり資金分配団体自身において必要となる経費、例えば資金分配団体における実行団体に対する非資金的支援を提供するために必要な専門性等を確保するための経費等につい

る資金の活用対象に含める必要がある。

第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲

助成、貸付け又は出資の対象とする経費の具体的範囲については、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ策定する諸規程等に基づいて、指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体それぞれの間の個別の資金提供契約において決定されるものとする。指定活用団体が諸規程等を策定する際には、民間の団体の創意と工夫を生かすために休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、従来の行政による補助金等では一般的にカバーされてこなかった民間公益活動の実施に係る人件費や設備備品費、資金分配団体や民間公益活動を行う団体自らの成果評価の実施に係る経費等についても、内容を十分に精査し、それぞれが事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲内において対象とすることが望ましい。その際、特に助成、貸付け又は出資の対象とする人件費の水準については、国民・住民の理解が得られるよう情報公開を徹底しなければならない。

また、指定活用団体による資金分配団体への助成の対象には、資金分配団体が民間公益活動を行う団体に助成、貸付け又は出資を行う資金に充当する経費のみならず、休眠預金等に係る資金の活用に当たり資金分配団体自身において必要となる経費、例えば資金分配団体における民間公益活動を行う団体に対する非資金的支援を提供するために必要な専門性等

ても、上記と同様の観点から対象とすることが望ましい。

加えて、休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、実行団体が資金分配団体の承認を得ることなく費用間流用が可能となる範囲についても、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ策定する諸規程等に基づき、資金分配団体と実行団体との間の資金提供契約においてあらかじめ定めなければならない。

なお、指定活用団体を指定する必要がある場合、指定活用団体は、内閣総理大臣の指定を受け次第、直ちに本制度の運用開始に向けた本格的な準備に取り組む必要がある。このため、指定申請団体は、指定申請時において運用開始に向けた準備行為の内容、準備に要する費用の見込額及びその根拠を明示した書類を提出し、内閣総理大臣はこれらを含めて指定申請団体の審査を行う。その上で、指定活用団体の指定を受けた場合には準備に要した費用について休眠預金等交付金の対象に含める。

2. 資金分配団体による実行団体の選定及び監督

(1) 資金分配団体が実行団体を公募で選定する際に考慮すべき事項

資金分配団体が公募の方法により実行団体を選定するに当たっては、実行団体の選定の基準、助成、貸付け又は出資の申請及び決定の手続、助成、貸付け又は出資の方法等を公募

を確保するための経費等についても、上記と同様の観点から対象とすることが望ましい。

加えて、休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、民間公益活動を行う団体が資金分配団体の承認を得ることなく費用間流用が可能となる範囲についても、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ策定する諸規程等に基づき、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間の資金提供契約においてあらかじめ定めなければならない。

なお、指定活用団体は、内閣総理大臣の指定を受け次第、直ちに本制度の運用開始に向けた本格的な準備に取り組む必要がある。このため、指定申請団体は、指定申請時において運用開始に向けた準備行為の内容、準備に要する費用の見込額及びその根拠を明示した書類を提出し、内閣総理大臣はこれらを含めて指定申請団体の審査を行う。その上で、指定活用団体の指定を受けた場合には準備に要した費用について休眠預金等交付金の対象に含める。

2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項

資金分配団体が公募の方法により民間公益活動を行う団体を選定するに当たっては、民間公益活動を行う団体の選定の基準、助成、貸付け又は出資の申請及び決定の手続その他助

要領等に定めなければならない。

① 実行団体の選定における審査対象及び基準

資金分配団体が実行団体を選定するに当たっては、民間公益活動の実施に関する計画や、その計画の実施体制、4.において示すガバナンス・コンプライアンス体制等に関する事項を審査対象としなければならない。このうち、民間公益活動の実施に関する計画にはロジック・モデル等を活用しつつ、前記第2で示した休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則及び実行団体の期待される役割を踏まえて、以下の要素について具体的な内容が盛り込まれていることが望ましい。

- ・ 解決しようとする課題及び目標（達成すべき成果）、受益者
- ・ 支援の出口の設定及び支援期間
- ・ 支援の出口に向けた工程
- ・ 課題の解決方法
- ・ 評価の実施時期及び評価の方法等

以上を踏まえ、資金分配団体は、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定することが望ましい。

成、貸付け又は出資の方法を公募要領等に定めなければならない。

(1) 民間公益活動を行う団体の選定における審査対象及び基準

資金分配団体が民間公益活動を行う団体を選定するに当たっては、民間公益活動の実施に関する計画や、その計画の実施体制、後記第7の4.において示すガバナンス・コンプライアンス体制等に関する事項を審査対象としなければならない。このうち、民間公益活動の実施に関する計画にはロジック・モデル等を活用しつつ、前記の第2で示した休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則及び民間公益活動を行う団体の期待される役割を踏まえて、以下の要素について具体的な内容が盛り込まれていることが望ましい。

- ① 解決しようとする課題及び目標（達成すべき成果）、受益者
- ② 支援の出口の設定及び支援期間
- ③ 支援の出口に向けた工程
- ④ 課題の解決方法
- ⑤ 評価の実施時期及び評価の方法等

以上を踏まえ、資金分配団体は、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体を優先的に選定することが望ましい。

資金分配団体が実行団体に対して助成、貸付け又は出資を行うに当たっては、支援対象の事業を継続できない、又は当該事業を実施する中で当初見込まれていた革新性が見いだせない若しくは乏しいと判断された場合は、当該実行団体との協議の上で支援を終了する旨をあらかじめ資金提供契約において定めておくことが望ましい。

また、民間金融機関等が対応可能な事業に資金分配団体が参入することにより、民間金融機関等の事業機会を奪うことにならないよう十分配慮しなければならない。

② 審査の方法

資金分配団体は、実行団体を選定するための審査を行うに当たり、前記第3の1.(1)①b)「イ)審査の方法」で示した事項に準じた対応をとらなければならない。

(2) 資金分配団体による実行団体に対する監督

法第22条第4項において、資金分配団体は、実行団体が休眠預金等に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、実行団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとされていることを踏まえ、資金分配団体は、前記第3の1.(1)③a)「ア)資金分配団体に対する監督」に準じて実行団体に対して必要かつ適切な監督のための措置を講じなければならない。

資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付け又は出資を行うに当たっては、支援対象の事業を継続できない、又は当該事業を実施する中で当初見込まれていた革新性が見い出せない若しくは乏しいと判断された場合は、当該民間公益活動を行う団体との協議の上で支援を終了する旨をあらかじめ資金提供契約において定めておくことが望ましい。

また、民間金融機関等が対応可能な事業に資金分配団体が参入することにより、民間金融機関等の事業機会を奪うことにならないよう十分配慮しなければならない。

(2) 審査の方法

第3の1.(1)①b)「イ)審査の方法」で示した事項に準じた対応をとらなければならない。

3. 資金分配団体による民間公益活動を行う団体に対する監督

法第22条第4項において、資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとされていることを踏まえ、資金分配団体は、第3の1.(1)③a)に準じて民間公益活動を行う団体に対して必要かつ適切な監督のための措置を講じなければならない。

3. 活動支援団体による支援対象団体の選定及び監督

[加える。]

(1) 活動支援団体が支援対象団体を公募で選定する際に考慮すべき事項

活動支援団体は、支援対象団体の選定を、公募の方法により行う。その際、支援対象団体の選定の基準、申請及び決定の手続その他支援の方法を公募要領等に定めなければならない。

① 支援対象団体の選定における審査対象及び基準

活動支援団体が支援対象団体を選定するに当たっては、支援要請に関する計画や、その計画の実施体制を審査対象としなければならない。このうち、支援要請に関する計画には、前記第2で示した休眠預金等に係る資金の活用に使ったものの基本原則を踏まえて、以下の要素について具体的な内容が盛り込まれていることが望ましい。

- ・ 解決しようとする課題及び目標（達成すべき成果）、受益者
- ・ 支援対象団体の組織や活動における課題
- ・ 要請する支援の内容、規模、出口及び期間

以上を踏まえ、活動支援団体は、自らの課題を適確に把握しており、その課題解決に取り組む意欲のある団体等を優先的に選定することが望ましい。

② 審査の方法

活動支援団体は、支援対象団体を選定するための審査を行

うに当たり、前記第3の1.(1)①b)「イ」審査の方法」
で示した事項に準じた対応をとらなければならない。

(2) 活動支援団体による支援対象団体に対する監督

活動支援団体は、休眠預金に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するため、支援対象団体に対し以下の措置を講じなければならない。また、その措置を講ずるために必要な事項を公募要領等に定めるとともに、非資金的支援の役務提供契約であって、活動支援団体と支援対象団体との間で締結するものに定めなければならない。

- ・ 活動支援団体は、支援対象団体に対して、報告徴収、立入検査及び不正があった場合における選定の取消し等の必要かつ適切な監督のための対応をとること
- ・ 支援対象団体において、休眠預金等に係る非資金的支援の不正利用等の実態が明らかになった場合は、活動支援団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表等の必要な措置を講ずること
- ・ 選定を取り消され、その取消しの日から一定期間を経過しない団体又は個人は、支援対象団体として選定しないこと

4. 資金分配団体、活動支援団体及び実行団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等

資金分配団体、活動支援団体及び実行団体は、不正行為や利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナ

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等

資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、不正行為や利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナ

ス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなければならない。

- ・前記第3の2.(3)の指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制等に準じて組織等⁴²を設置し、措置を講ずること
- ・助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の用途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行うこと
- ・適正かつ効率的に予算を執行すること

5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項

法第16条第5項においては、休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、効果的な活用方法を選択することで、民間の創意と工夫が発揮されるように配慮することが規定されている。

資金の効果的な活用方法としては、法第16条第5項に例示される複数年度にわたる助成、貸付け又は出資のほか、成果に係る目標に着目した資金提供方法として、成果連動型助成／支払型契約や集合的インパクト創出型の資金提供等、様々なものが想定される⁴³。このうち、我が国の現状に照らしてどの方法が有効であるかは一概には言えない。

このため、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、一般的にとられている支援手法の隙間を埋め、民間公益

ス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなければならない。

- ・第3の2.(3)の指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制等に準じて組織等を設置し、措置を講ずること
- ・助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の用途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行うこと
- ・適正かつ効率的に予算を執行すること

5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項

法第16条第5項においては、休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、効果的な活用方法を選択することで、民間の創意と工夫が発揮されるように配慮することが規定されている。

資金の効果的な活用方法としては、法第16条第5項に例示される複数年度にわたる助成、貸付け又は出資のほか、成果に係る目標に着目した資金提供方法として、成果連動型助成／支払型契約や集合的インパクト創出型の資金提供等、様々なものが想定される³⁴。このうち、我が国の現状に照らしてどの方法が有効であるかは一概には言えない。

このため、指定活用団体や資金分配団体は、一般的にとられている資金の提供方法の隙間を埋め、民間公益活動を行う

活動を行う団体等の多様なニーズに対応するために、営利・非営利、資金支援（助成・貸付け・出資）・非資金的支援といった既成の枠にとらわれることなく、実際に現場で試行錯誤して多様かつ効果的な活用方法を開発していくことが望ましい。

したがって、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体が多様な支援手法をその時々状況に応じて柔軟に開発・選択できるようにしておく必要がある。ただし、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、成功事例だけでなく失敗事例も含めて各支援手法の有効性について厳正に評価しつつ事例の蓄積を行い、広く公開しなければならない。

6. 改正法の全面施行から5年後における見直し

改正法附則第8条においては、「新法⁴⁴の規定については、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されている。

前記第1の2. で示した目標の実現に向けて、本制度に係る全ての者が各々の責務を果たしながら、本制度の更なる発展につなげていくことが期待される。

団体の多様な資金ニーズに対応するために、営利・非営利、助成・貸付け・出資といった既成の枠にとらわれることなく、実際に現場で試行錯誤して多様かつ効果的な活用方法を開発していくことが望ましい。

したがって、指定活用団体や資金分配団体が多様な資金提供方法をその時々状況に応じて柔軟に開発・選択できるようにしておく必要がある。ただし、指定活用団体及び資金分配団体は、成功事例だけでなく失敗事例も含めて各資金提供方法の有効性について厳正に評価しつつ事例の蓄積を行い、広く公開しなければならない。

6. 法の全面施行から5年後における見直し

法附則第9条においては、「この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されていることに加え、衆参両院において「施行から5年後に、幅広く見直しを行うこと」という附帯決議³⁵がなされている。

したがって、本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」であることから、法の定める規定が全て施行されることとなる平成30年（2018年）1月1日から5年後（2023年1月1日）には幅広く見直しが行われることとされているものであり、このことについて本制度に係る全ての者が十分留意し、その上で各々の責務を果たしていくことを強く求めたい。

(巻末) ¹ (略) ² (略) ³ (略) ⁴ <u>「民間の団体が行う公益に資する活動」とは、以下の活動をいう。</u> ① <u>子ども及び若者の支援に係る活動</u> ② <u>日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動</u> ③ <u>地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動</u> ⁵ <u>国外での活動については、外交政策との整合性、団体の安全確保、実効的な監督・評価等の見地から個々の事業ごとに可能か否かを判断する必要がある。</u> ⁶ <u>「事業の自走化」とは、休眠預金等に係る資金に依存せず、自ら寄附や事業収入等を確保して事業を継続できるようになることをいう。</u> ⁷ <u>民間資金の流入の障壁として、例えば以下のことが挙げられる。</u> ① 民間公益活動の多くは受益者自身がサービスの対価を支払うことが困難な場合が多いため、黒字化するだけの十分な売上げを継続的に確保することができず、ビジネスモデルとして確立しにくいこと ② 非営利法人の場合、利益を外部の者に分配することが制限されているため、外部資金を集めることが困難なこと ③ <u>実行団体に対する信用格付けや外部監査等の仕組みが不十分なため、実行団体の信頼性が十分に担保できないこと</u> ⁸ <u>「ソーシャル・イノベーション」とは、「既存の解決よりも、有効であり、効率的であり、持続可能性のある社会の諸課題に対する目新しい解決である。目新しいという意味は、</u>	(巻末) ¹ (同左) ² (同左) ³ (同左) ⁴ <u>「民間公益活動促進業務」とは、法第 21 条第 1 項に規定される指定 活用団体が行うこととされる以下の業務をいう。</u> ① <u>資金分配団体に対し、助成、貸付け又は出資の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。</u> ② <u>民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。</u> ③ <u>休眠預金等交付金の受入れを行うこと。</u> ④ <u>民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行うこと。</u> ⑤ <u>民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。</u> ⑥ <u>前各号に掲げる業務に附帯する業務</u> ⁵ <u>「ソーシャル・イノベーション」とは、「既存の解決よりも、有効であり、効率的であり、持続可能性のある社会の諸課題に対する目新しい解決である。目新しいという意味は、</u> ① 該当分野、該当部門、該当地域、該当利用者にとって新しいか、 ② 新しい方法で適用されることであり、 必ずしも、完全にオリジナルであったり固有であったりする必要はない。それにより創出される価値は、主として社会に発生する。」のことである。(スタンフォード大学 SSIR 誌 (Stanford Social Innovation Review) ほか) ⁶ <u>法第 16 条 1 項において、民間公益活動は「国民一般の利益の一層の増進に資する」とされていることから、国内における活動に限定される。</u> ⁷ <u>「事業の自走化」とは、休眠預金等に係る資金に依存せず、自ら寄附や事業収入等を確保して事業を継続できるようになることをいう。</u> ⁸ <u>民間資金の流入の障壁として、例えば以下のことが挙げられる。</u> ① 民間公益活動の多くは受益者自身がサービスの対価を支払うことが困難な場合が多いため、黒字化するだけの十分な売上げを継続的に
---	---

①該当分野、該当部門、該当地域、該当利用者にとって新しいか、 ②新しい方法で適用されることであり、 必ずしも、完全にオリジナルであったり固有であったりする必要はない。それにより創出される価値は、主として社会に発生する。」のことである。(スタンフォード大学 SSIR 誌 (Stanford Social Innovation Review) ほか) ⁹ (略) ¹⁰ (略) ¹¹<u>資金分配団体、活動支援団体及び実行団体には、社団・財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人等の非営利団体にとどまらず、株式会社等の営利団体も含まれ得る。なお、民間公益活動は、法第 16 条に、「民間の団体が行う」とされていることから、独立行政法人、国立大学法人等は、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体となることはできない。</u> ¹²「経営支援」とは、例えば、事業計画策定、組織基盤の強化、資金調達の実務的支援、広報戦略立案、社会的成果の可視化等の支援等がある。 ¹³ (略) ¹⁴コーディネーターとしての取組例として、<u>民間公益活動を行う団体等の発掘や把握、課題解決に資する制度の周知等</u>がある。 ¹⁵<u>民間公益活動を行う団体等との連携・協働の取組例として、地域に必要な社会における大きな変革（ソーシャル・イノベーション）の創出を目指した「共創の場」として機能する、地域における様々な活動を行う主体（民間公益活動を行う団体等のほか、既存の支援機関等を含む。）で構成される分野別の公益的プラットフォームの形成等</u>がある。	確保することができず、ビジネスモデルとして確立しにくいこと ② 非営利法人の場合、利益を外部の者に分配することが制限されているため、外部資金を集めることが困難なこと ③ <u>民間公益活動を行う団体に対する信用格付けや外部監査等の仕組みが不十分なため、民間公益活動を行う団体の信頼性が十分に担保できないこと</u> ⁹ (同左) ¹⁰ (同左) ¹¹「経営支援」とは、例えば、事業計画策定、組織基盤の強化、資金調達の実務的支援、広報戦略立案、社会的成果の可視化等の支援等がある。 ¹² <u>民間公益活動を行う団体として、社団・財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人等の非営利法人にとどまらず、株式会社等の営利法人も含まれうる。</u> <u>なお、独立行政法人は、国又は地方公共団体の事務及び事業のうち、政策の実施に係るものを行わせる制度として設けられたもの（※）であることから、民間公益活動を行う団体となることを想定することは困難である。</u> <u>※ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に、『独立行政法人』とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（略）を効果的かつ効率的に行わせるため、（略）設立される法人をいう。」と規定されている。また、地方独立行政法人についても、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）において、同趣旨の規定がある。</u> ¹³ (同左) ¹⁴コーディネーターとしての取組例として、<u>民間公益活動を行う団体の発掘や把握、課題解決に資する制度の周知等</u>がある。 ¹⁵<u>民間公益活動を行う団体との連携・協働の取組例として、地域に必要な社会における大きな変革（ソーシャル・イノベーション）の創出を目指した「共創の場」として機能する、地域における様々な活動を行う主体（民間公益活動を行う団体のほか、既存の支援機関等を含む。）で構成される分野別の公益的プラットフォームの形成等</u>がある。
---	--

¹⁶ 指定活用団体は、<u>資金分配申請団体の組織体制等</u>について、以下の点を確認しなければならない。 ①、②（略） ¹⁷ 一般に、創業期や成長期にあつては助成が、発展期や成熟期にあつては貸付けが、成長期や発展期にあつては出資が適しているとされている。<u>ただし、スタートアップにおいては、創業期などの比較的早い段階から出資による資金調達が行われている。</u> ¹⁸ 資金分配団体において、<u>実行団体の選定及び民間公益活動の成果評価の点検・検証に当たっての第三者で構成される審査委員会を設置すること等が求められる。</u> ¹⁹ 指定活用団体は、<u>活動支援申請団体の組織体制等について資金分配申請団体のものに準じた点に加え、</u> ・<u>支援分野の専門性及び伴走支援等の非資金的支援の実績を有していること</u> ・<u>活動支援団体が資金分配団体を兼ねる場合、両者の間で適切な資金の区分管理や公募の公平性が確保される措置を講ずること</u> <u>などを確認しなければならない。</u> ²⁰ <u>活動支援団体において、支援対象団体の選定及び活動支援の成果評価の点検・検証に当たっての第三者で構成される審査委員会を設置すること等が求められる。</u> ²¹ <u>令和元年度から令和4年度までの採択額（令和元年度 29.8 億円、令和4年度 39.9 億円）の年平均伸び率は約 10%。</u> ²² <u>出資においては、持分取得後は持分買取りなどの方法による。</u> ²³ <u>活動支援団体の場合、支援対象団体を監督するに当たり必要な事項が、活動支援団体の作成する公募要領や、活動支援団体と支援対象団体との間で締結する役務提供に係る契約（以下「役務提供契約」という。）に明記されることを確認すること。</u> ²⁴ 「民間公益活動促進業務に必要な経費」とは、法第 27 条第 1 項に規定される「民間公益活動促進業務に必要な経費」をいう。	¹⁶ 指定活用団体は、<u>選定申請団体の組織体制等</u>について、以下の点を確認しなければならない。 ①、②（同左） ¹⁷ 一般に、創業期や成長期にあつては助成が、発展期や成熟期にあつては貸付けが、成長期や発展期にあつては出資が適しているとされている。 ¹⁸ 資金分配団体において、<u>民間公益活動を行う団体の選定及び民間公益活動の成果評価の点検・検証に当たっての第三者で構成される審査委員会を設置すること等が求められる。</u> ¹⁹ 「民間公益活動促進業務に必要な経費」とは、法第 27 条第 1 項に規定される「民間公益活動促進業務に必要な経費」をいう。 ²⁰ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般財団法人は、以下の事項等を満たすことが要件とされている。 ① 評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を設置していること ② 評議員及び理事はそれぞれ三人以上としていること ③ 評議員の選任及び解任の方法が定款で定められていること ²¹ 学識経験者の中には、科学技術分野の動向に明るい者も含まれていることが望ましい。 ²² 当該役員の選任の認可を取り消す（法第 24 条第 2 項）ことを含め、それが判明した時点における指定活用団体の指定の取消し（法第 33 条第 1 項第 2 号）等 ²³ 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定の 3 点を確実に実施し、その内容を公表する旨も定めなければならない。 ²⁴ 内部通報制度の整備及び運用として、以下を実施しなければならない。 ① 法令違反等に係る通報の受付から調査・是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、役員を責任者とする部署間横断的に通報を取り扱う仕組みを整備し、適切に運用すること ② 民間公益活動促進業務規程に、不正行為や利益相反防止のためのル
--	---

²⁵一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般財団法人は、以下の事項等を満たすことが要件とされている。 ① 評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を設置していること ② 評議員及び理事はそれぞれ三人以上としていること ③ 評議員の選任及び解任の方法が定款で定められていること ²⁶学識経験者の中には、科学技術分野の動向に明るい者も含まれていることが望ましい。 ²⁷当該役員の選任の認可を取り消す（法第 24 条第 2 項） ことを含め、そ	ール及び通報対応の仕組みについて規定すること。その際、通報者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止及び通報者の匿名性の確保の徹底に係る事項について明記すること ③ コンプライアンス室の設置等の内部通報の窓口を整備し、周知すること。また、内部通報のほか外部の事業者（資金分配団体等）からの通報についても受け付けること ²⁵ 法第 20 条第 1 項第 1 号～6 号に掲げる基準として以下の事項が規定されている。また、第 2 号に規定される「経理的基礎」とは、今後の財務の見通しの適切性、経理処理及び財産管理の適正性並びに情報開示の適正性等に関する基礎能力をいい、「技術的基礎」とは、民間公益活動促進業務を実施するための技術や専門の人材や設備等の基礎能力をいう。 ① 職員、民間公益活動促進業務の実施の方法その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであること。 ② 前号（①）の民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 ③ 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ④ 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤ 第 33 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないこと。 ⑥ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者 - ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者 ²⁶「指定申請団体の特別な利害関係者」とは、当該指定申請団体の選定が委員の個人的な利害に直接関係する等により、公正な議決権の行使が期待できない者を指す。 ²⁷「社会的インパクト評価」とは、短期、長期の変化を含め、当該事業や
--	---

れが判明した時点における指定活用団体の指定の取消し（法第 33 条第 1 項第 2 号）等 ²⁸不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定の 3 点を確実に実施し、その内容を公表する旨も定めなければならない。 ²⁹内部通報制度の整備及び運用として、以下を実施しなければならない。 ① 法令違反等に係る通報の受付から調査・是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、役員を責任者とする部署間横断的に通報を取り扱う仕組みを整備し、適切に運用すること ② 民間公益活動促進業務規程に、不正行為や利益相反防止のためのルール及び通報対応の仕組みについて規定すること。その際、通報者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止及び通報者の匿名性の確保の徹底に係る事項について明記すること ③ コンプライアンス室の設置等の内部通報の窓口を整備し、周知すること。また、内部通報のほか外部の事業者（資金分配団体等）からの通報についても受け付けること ³⁰法第 20 条第 1 項第 1 号～6 号に掲げる基準として以下の事項が規定されている。また、第 2 号に規定される「経理的基礎」とは、今後の財務の見通しの適切性、経理処理及び財産管理の適正性並びに情報開示の適正性等に関する基礎能力をいい、「技術的基礎」とは、民間公益活動促進業務を実施するための技術や専門的人材や設備等の基礎能力をいう。 ① 職員、民間公益活動促進業務の実施の方法その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであること。 ② 前号（①）の民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。	活動の結果として生じた社会的、環境的な「変化」や「便益」等の「アウトカム（短期・中期・長期）」を定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値判断を加える（評価を行う）ことをいう。「ロジック・モデル」を活用することにより、「インプット」、「活動」、「アウトプット」から「アウトカム（短期・中期・長期）」に至るまでの論理的な結びつきを明らかにした上で、計画、実行、分析、報告・活用の 4 つの評価過程を経て実施される。（「社会的インパクト評価の推進に向けて～社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策について～」） ²⁸「自己評価」とは、評価過程全体について、事業の実施主体が自ら行う評価をいう。 「外部評価」とは、評価過程のうち「分析」について、事業の実施主体が外部の専門家に委ねる評価をいう。 「第三者評価」とは、評価過程全体について、事業の実施主体が外部の第三者機関に委ねる評価をいう。 ²⁹「ロジック・モデル」とは、「インプット」、「活動」、「アウトプット」、「アウトカム（短期・中間・長期）」の論理的な結びつきを整理したものを用いる。 ³⁰ <u>最近、事業実施団体や評価専門家だけでなく、事業が提供するサービスの受益者等も評価過程に参加して協働で評価を行う「参加型評価」が注目されている。</u>
--	---

③ 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ④ 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤ 第33条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。 ⑥ 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ³¹ 「指定申請団体の特別な利害関係者」とは、当該指定申請団体の選定が委員の個人的な利害に直接関係する等により、公正な議決権の行使が期待できない者を指す。 ³² <u>支援対象団体については、インパクト評価の実施を一律には求めないが、自らの活動の進捗状況、非資金的支援を受けるに当たり設定した目標の達成度や非資金的支援の効果等を定期的に活動支援団体に報告しなければならない。</u> ³³ 「社会的インパクト評価」とは、短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な「変化」や「便益」等の「アウトカム（短期・中期・長期）」を定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値判断を加える（評価を行う）ことをいう。「ロジック・モデル」を活用することにより、「インプット」、「活動」、「アウトプット」から「アウトカム（短期・中期・長期）」に至るまでの論理的な結びつきを明らかにした上で、計画、実行、分析、報告・活用の4つの評価過程を経て実施される。（「社会的インパクト評価の推進に向けて～社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策について～」） ³⁴ 「自己評価」とは、評価過程全体について、事業の実施主体が自ら行う評価、「外部評価」とは、評価過程のうち「分析」について、事業の実施主体が外部の専門家に委ねる評価、「第三者評価」とは、評価過程全体について、事業の実施主体が外部の第三者機関に委ねる評価をいう。	³¹ 例えば、資金分配団体における助成手法の有効性が考えられる。 ³² 最近、欧米を中心に、ソーシャル・イノベーションのように、目的も時間軸も流動的に変化するものをよりの確に評価するために、「発展的評価（Developmental Evaluation）」という考え方が注目されている。 ³³ 最近、欧米では、単に成果を評価するだけではなく成果の達成状況を把握した上で、成果を拡大させる方向で資源配分や事業運営等を見直す「インパクト・マネジメント」の方向にシフトしつつある。 ³⁴ なお、今後、指定活用団体及び資金分配団体において、成果に係る目標に着目した助成を検討する際に参考となると考えられるものとして、以下の例が挙げられる。 ①成果に連動した助成 ・成果連動型助成/支払型契約（Outcome-Based Grant or Contracts） ・階段式証拠に基づく助成プログラム（Tiered-Evidence Grant Program）
--	--

³⁵「ロジック・モデル」とは、「インプット」、「活動」、「アウトプット」、「アウトカム（短期・中間・長期）」の論理的な結びつきを整理したものをいう。 ³⁶<u>実行団体において自ら実施することが困難な場合は、資金分配団体、指定活用団体と協議の上、指定活用団体と連携して実施することも可能とする。</u> ³⁷例えば、資金分配団体における助成手法の有効性が考えられる。 ³⁸例えば、活動支援団体における非資金的支援の有効性が考えられる。 ³⁹<u>貸付け及び出資については、それらにより実施された事業の社会的インパクトを勘案した上で、財務面についても検証を行う。</u> ⁴⁰欧米を中心に、ソーシャル・イノベーションのように、目的も時間軸も流動的に変化するものをよりの確に評価するために、「発展的評価（Developmental Evaluation）」という考え方が注目されている。 ⁴¹欧米では、単に成果を評価するだけではなく成果の達成状況を把握した上で、成果を拡大させる方向で資源配分や事業運営等を見直す「インパクト・マネジメント」の方向にシフトしつつある。 ⁴²<u>ガバナンス・コンプライアンス体制については、実行団体においてはコンプライアンス施策の検討等を行う責任者を設置する方法によることも可能とする。</u> <u>また、内部通報制度の整備及び運用については、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体が公益通報窓口を自ら設置することが困難な場合には、指定活用団体の内部通報窓口を指定することも可能とする。</u> ⁴³なお、今後、指定活用団体及び資金分配団体において、成果に係る目標に着目した助成を検討する際に参考となると考えられるものとして、以下の例が挙げられる。 ①成果に連動した助成 ・成果連動型助成/支払型契約（Outcome-Based Grant or Contracts） ・階段式証拠に基づく助成プログラム（Tiered-Evidence Grant Program）	②共通の成果を達成するために連携した複数の団体に助成 ・集合的インパクト・アプローチ（Collective Impact Approach） ³⁵<u>「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案に対する附帯決議」</u> <u>（平成 28 年 11 月 18 日衆議院財務金融委員会）</u> <u>「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案に対する附帯決議」</u> <u>（平成 28 年 12 月 1 日参議院財政金融委員会）</u> [加える。] [加える。] [加える。] [加える。] [加える。] [加える。] [加える。]
---	---

②共通の成果を達成するために連携した複数の団体に助成 ・集合的インパクト・アプローチ (Collective Impact Approach) ⁴⁴ <u>改正法による改正後の法。</u>	[加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	